## 第6回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年6月2日(水)午後2時45分~午後5時35分

場 所 東京少年鑑別所内会議室

## 午後2時45分 開会

○事務局 視察,大変お疲れさまでございました。

それでは、ここからは第6回少年矯正を考える有識者会議に移りたいと思います。 岩井座長、よろしくお願いいたします。

- ○岩井座長 それでは、まず初めに、事務局の方から本日お手元に配付させていただきました 配付資料について御説明があります。
- ○事務局 席上に資料を配付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。 以上でございます。

## 1. 少年鑑別所職員からのヒアリング

○岩井座長 ありがとうございました。

それでは、本日は、現在、少年鑑別所で勤務されている職員の方5名にお集まりいただきまして、少年鑑別所の実情等についてのヒアリングを行いたいと思います。

今回のヒアリングにおきましては、精神科医師である法務技官の方を1名、鑑別技官の方を2名、法務教官の方を2名それぞれお招きしております。

それでは、まず、ヒアリングを始めます前に、本日お越しいただきました皆様から自己紹介 をお願いしたいと存じます。

○東京少年鑑別所教官 東京少年鑑別所で鑑別部門の観護を担当させていただいております。 今,自分がしております仕事というのは寮主任と言って、男子寮で主に子どもたちの日課の 運営に携わる仕事をしております。東京少年鑑別所の前に、さいたま少年鑑別所に20年ほど 勤務をしておりまして、そこで庶務課の経験は1年だけあるんですけれども、そのときも庶務 の仕事はほとんど失敗ばかりということで、観護教官として今年で27年目を迎えましたが、 観護の現場でずっと仕事をしてきております。

今日ごらんいただきましたように、本当、東京少年鑑別所というのは、非常に自然環境に恵まれていて、東京にあるのにすばらしいなというふうに思います。皆さんにも今日運動場面をごらんいただいたと思うんですけれども、本当に東京にあるのにこれだけ自然豊かな中で、子どもたちと日々生活をしているというのは大変恵まれているというふうに私自身は思っています。

今年の初め、児童自立支援施設へ研修に1週間行かせていただいて、児童自立支援施設と比べ、目的も違うのですけれども、本当に東京にある施設としては、すばらしい施設で仕事をさせていただいていると思っております。

子どもたちを前にして、年齢も12歳の小学生から19歳の大学生ぐらいまでの子どももいますし、能力的にも低く取扱いが難しい子どもから、非常に優秀な子どもたちもいる。それぞれの子どもが持っている問題についても、非行の問題も、後でうちの技官や医師のほうから説明があると思いますけれども、難しい子もいますし、審判で家に帰ってしまったり、鑑別所に入ってきたけれども、1週間で取消になってしまうような子どももいる。また、法的な立場も、観護措置で来る子が一番多いんですけれども、それ以外の子どもたちもいますし、鑑別所に収容されているということに対しても、強く不満を持っている子もいますし、事件を否認している子もいますし、本当にそういう意味ではすごく難しい現場にいると思っています。

子どもたちに、鑑別所に入ったという経験をプラスにして、何か持ち帰ってもらえるような ことはないかということで、いろいろな試みをしております。今は、主に男子寮でそういう勤 務をさせていただいております。

以上です。

- ○岩井座長 どうぞ。
- ○東京少年鑑別所技官 鑑別部門の考査というところで働いておりまして,担当業務は主に鑑別結果通知書の作成ですとか,あと若手の技官のスーパーバイズですとか,あとは考査内の物品管理とか,そういうことをやらせていただいています。

今年でこの仕事について12年目になります。これまで東京、横浜、東京と、少年鑑別所ばかり勤務しております。

ふだん仕事をしていて思うのは、時間のたつのが非常に早いということです。やっぱり毎日鑑別結果通知書等の決裁があったり、あといろいろ仕事が降りかかってきたり、そういう中で一生懸命やっているうちに、気がついたらあっという間に半年ぐらいたっていたみたいな、そんな感じで過ごしております。そういう中で充実感とかスリルみたいなものは感じられるんですけれども、何かもうちょっと丁寧に鑑別したかったとか、あともうちょっと丁寧に後輩に指導したかったというような、そういう後悔みたいなのも時々感じます。

以上です。

○東京少年鑑別所医師 私は精神科医です。医務課というところでお仕事をしているんですが、 仕事の内容としては、まず入ってきた少年の健康診断をするということ、そして少年鑑別所の 中でも眠れないとか、不安で落ちつかないとか、物が食べられないとか、さまざまな訴えをされるお子さんがいらっしゃいますので、そのお子さんに対してお話を聞いて、必要ならお薬を出して、審判までいい状態で過ごせるようにお手伝いをするというお仕事です。あとはもうつっ、入ってきた少年が発達障害であるとか精神障害を抱えている可能性がある、あるいは事件そのものが少し理解しがたいような不思議な事件であるなどの場合に少年の精神状態を査定するという仕事をしております。

私は平成3年に大学の医学部を卒業しまして、5年ほど大学で研修をしました。そして、平成8年から横浜少年鑑別所の医務課で約4年弱仕事をさせていただいて、平成12年からこちら東京少年鑑別所で10年目の勤務になります。

私はもともと児童精神医学を志していて、そもそも非行少年に興味がありました。最初から 少年鑑別所に来たかったわけではないんですが、たまたまご縁がありまして、東京少年鑑別所 の医務課に長くずっと勤めさせていただいて、もともとやりたかった仕事、天職にめぐり会っ たと思って、毎日非常に楽しく仕事をしています。少年たちが自分の運命に向き合って、必死 で自分で変わろうとして、そして実際に変わっていく少年たちを目の前にするということがと っても大好きで、そういう現場にいさせていただくことに感謝して勤務しております。よろし くお願いします。

○水戸少年鑑別所教官 私は、平成19年に拝命で、今年で4年目となります。

担当業務は、資質の鑑別に資するための意図的行動観察と、あと少年の健全育成を期した育成的処遇の計画と実施、それから女子少年の処遇と、あと外国人被収容少年の処遇を主に行っております。

勤務していて最近強く感じることとして、世の中の流れとして、育成的処遇がかなり求められているなというのを感じますし、実施していると少年たちにとっても、有意義なものになっているんじゃないかなと感じております。

水戸少年鑑別所では、育成的処遇として様々な試みをしているのですが、例えば学習機会の付与として、主に中学生なんですが、希望があれば外部講師をお呼びして、学習支援を行っていただいています。これを経験した少年たちの感想を聞くと、すごく苦手だったところがちょっと分かったような気がするとか、勉強方法自体分からなかったのがちょっと勉強してみようという気になったと話してくれることがあります、それから、情操のかん養の一環として娯楽ビデオを見せたりしているのですが、ただ面白いというふうな感想を持つだけではなくて、家族関係を見直してみようと思うといった感想を持つ少年がいまして、そういうのを聞いていま

すと、育成的処遇というのは少年たちにとって有用であるし、今後も充実発展させていきたいなと感じております。

以上です。

○宇都宮少年鑑別所技官 私は平成14年に東京少年鑑別所で採用されまして、2年間勤務した後、川越少年刑務所で4年間勤務し、現在は宇都宮の少年鑑別所に勤めて3年目になります。

現在、宇都宮少年鑑別所には一般職員として、私のような少年の資質鑑別に当たる法務技官が3名おります。私は採用されてから9年目なのですが、最年長で、先輩としての役割をとらざるを得なくなっています。私としても仕事で行き詰まったりですとか、悩んだり困ったりすることもあるんですけれども、最近思うことといたしましては、職場の中では先輩として教えたり、あとは相談に乗ったりといった役割をとることが多いので、自分がだれかに相談する機会が減ってきたなと感じております。

技官全体の流れとして、団塊の世代の大ベテランの先輩方が退職されていき、どんどん若い世代の採用が増えています。技官全体の年齢層が若くなってきているのを感じていまして、私としては、先輩に相談したいとか頼りたいというときが時々あります。そんなふうに最近感じるようになりました。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

では、ヒアリングに入りたいと思います。第2回の会議でも、多摩少年院で現職の法務教官の方からヒアリングを行いましたけれども、今回もそのとき同様に特に制約はございませんので、本日出席いただいた職員の皆様には、日ごろ御苦労されている点や課題と思っていることなどを率直に述べていただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

では最初に、私から質問させていただきますけれども、これについては全員の方から順番に 簡潔にお答えいただければというふうに思います。

鑑別所の職員の方にヒアリングするのは初めてですけれども、少年院と違って非常に短期間の処遇というふうないろんな違いがあると思うのですけれども、特に最近、業務を遂行するということで、困難を感じていらっしゃるというふうなところは何かございますでしょうか。

- ○東京少年鑑別所教官 特に最近ということでですか。
- ○岩井座長 今までお仕事なさっていて。
- ○東京少年鑑別所教官 先ほどもちょっとお話ししましたように、やっぱり年齢の幅もすごく 広いということと、それぞれが持っている問題の深刻さの度合いも違いますし、法的な身分も

違う。それと観護措置に対する異議申立てというようなことができるようになってきて、やっぱりそういう立場で入っている子どももおりますし、昨今は所長に対する申立て制度ということも出てきまして、申立てをする少年も出てくる。また、本件そのものについても全く否認している。自分が冤罪であるというような立場で言う子どももおりますし、そういう意味で言うと、少年院のように均一というか、ある程度問題がはっきりしてきて、非行が認定されていて入ってくる子どもと違うというのが、やっぱり鑑別所の一番難しいところだというふうに私は思っています。

そのときに職員の側としては、言い方は悪いんですけれども、だんだん手を抜いちゃうというか、ある意味で言うと、どこに焦点を合わせていいか分からないという難しさがあって、扱いやすい従順な子ばかり相手にして、難しい子は後回しになったり、表面的なかかわりになったり、やっぱり人間ですからどうしてもそうなりがちなので、その辺がすごく難しいと思っています。

先ほどごらんいただいた運動の場面とか、数は少ないんですけれども、集団でそういう子どもたちを一緒に処遇する場面が観護の立場としては出てまいりますので、どうしてもそこで一つの基準を設けて、子どもたちをその指示のとおりに動かしたり、一緒にゲームをしたりというようなことをしておりますけれども、やはりその辺の難しさを日々感じております。

ですから、逆に鑑別技官や医師のように、どんな難しい子でもやっぱり自分が担当であったりすれば面倒を見る。そういう意味では、医師や技官には最後に私たちが面倒を見るというある種の覚悟がきちっとある。観護教官の難しいところは、本当に最後まで面倒を見なきゃいけないだろうなと思いながらも、なかなかそこのところが中途半端になりがちなところで、子どもも先ほど申し上げたように多様で難しいですけれども、職員集団もどちらかというとやっぱりすごく難しい。少年院と違って方向性がはっきり明確になっていないので、職員集団がまとまって処遇をしていくということもやっぱりすごく難しいというふうには感じております。

以上です。

- ○岩井座長 いかがですか。
- ○東京少年鑑別所技官 少年院と違って、少年鑑別所というのは、入ってくる段階で情報がほとんど何もない子ばかりです。うちに来るのは、大体初めは観護措置決定書と、何をやったかという非行事実ぐらいなんです。なので、海のものとも山のものとも分からないような少年を短期間でどんな人かというのを見きわめて、それを処遇につなげていくというところで、それが一番難しいところだと思います。すごくやりがいのあるところでもあるんですけれども、や

っぱりその辺のところで難しさはあると思います。

あと、最近の少年の特徴として、昔は割と暴走族ですとか、結構、徒党を組んで、仲間のために義理を果たすとか、上下関係は絶対とか、そんな感じでやってくる人が結構多かったと思うんですけれども、最近はそういう暴走族といっても仲間同士のつながりが弱くて、何となく雰囲気で入っちゃいましたという人が結構いるような感じがします。あと程度がひどくなくても発達障害みたいなものがベースにあって、なかなか人とつながれないみたいな感じの人が増えているような感じがします。どちらの場合も、人とうまく関係が結べないところが似ていると思うんですけれども、やはりその辺が処遇のやりにくさですとか、処遇指針の立て方みたいなところでも、ちょっと難しいところにつながってきているのかなという感じはしております。〇岩井座長いかがですか。

○東京少年鑑別所医師 私は精神科医なので、本人を短期間の間に見立てて、必要であれば治療するという仕事をしているんですが、技官の先生もおっしゃったように、ほとんど何の情報もない。病院の臨床であれば親御さんがついてきて、親御さんからいろんな情報を伺えますが、少年鑑別所ではそれができませんので、まずご本人からお話を聞かないといけないんですが、きちんとお話しできる方ならいいですけれども、年の若い方だと、自分が何かもやもやしてぐあいが悪いんだけれども、それを言葉にできない、それをいかにこちらが酌み取るかというのが難しいところがあります。

あとは、御本人がおっしゃっていることが必ずしも真実とは限らない。御本人はそうおっしゃっているけれども、本当はどうなんだろうという客観的な情報を、直接にはなかなか難しいですが、調査官の先生とかいろんな寮の先生の観察で、実際こういう行動をしていますとか、そういういろんな情報を組み合わせて、この方はこういう人であるという見立てをしなきゃいけないのが難しいところです。

あと、お薬も必要であればお出しするんですけれども、例えば薬物依存傾向のある方もいらっしゃったりするので、御本人がおっしゃっている訴えのままにお薬を出してしまうと、やり過ぎてしまったりということがありますので、そこら辺の背景をよく考えながら、診断と治療をしなければいけないという難しさは感じています。

あとは、技官の先生のおっしゃったことと同じですけれども、そもそも社会的なきずなが少ない、人間関係を結べていないお子さんが増えてきているという感じはします。ですから、まず人と人との関係を結ぶというあたりから考えて、今後の処遇なんかを処遇指針に提言しなきゃいけないというあたりが、最近の少年の特徴で難しさを感じる点です。以上です。

- ○岩井座長 ありがとうございます。
- ○水戸少年鑑別所教官 水戸少年鑑別所は、中規模施設で男子寮と女子寮がはっきり分かれていないので、女子の職員が男子少年を見ることもありますし、男子の職員が女子少年を見ることもありまして、職員全体で寮を見ていくというスタンスをとっています。ですが、現在観護の女子職員は、私ともう一人任期付き採用の方と2名でして、女子少年の収容がすごく増えたときに、例えば入浴立会など、女子職員でしかできない業務や、女子職員が対応したほうがいい業務がたくさんあります。その中で、女子の職員は女子少年の処遇だけでなく、男子の運動の配置もつかなきゃいけないとか、出廷にもつかなきゃいけないとか、そういった状態がありまして、本当に体がいくつあっても足りないという状態で、大変だと感じております。

それから、処遇困難者が入所した場合、特に精神疾患が疑われるような少年の場合ですと、 水戸少年鑑別所には医師が常勤ではないため、状態が悪くなったときにどう対応していいかと か、お薬を増やしたり減らしたりというのは勝手にできないので、経験の長い先輩方とか技官 と協力しながらなんとか対応せざるを得ないのが現状です。あと静穏室とか保護室もないので、 その少年を守るという意味でも難しいし、ほかの少年がその少年から影響を受けないようにす るのもできないという状況で、すごく困難だなというふうに感じております。

- ○岩井座長 どうぞ。
- ○宇都宮少年鑑別所技官 宇都宮少年鑑別所は、先ほどの水戸少年鑑別所と同じように中規模の施設で、常勤の医師がおりません。私は法務技官として鑑別の仕事の傍ら、医療補助者として少年の日々の体調の訴えを聞く役割もしております。

子どもさんを預かっている立場として、その心身の状態を見て、審判まで健康に過ごしてもらわなくてはならない中で、例えばつい先日もあったんですけれども、子供が突然意識を失って倒れるとかいうことがあり、非常勤の医師に相談することはできるんですが、お医者さんが常時はいない施設の中で、そういう緊急を要するような症状が出たとき、困難だなというふうに感じました。

- ○岩井座長 どうもありがとうございました。
  - どうぞ皆さん、ご質問のある方いらっしゃいませんか。
- ○毛利委員 東京少年鑑別所の医師の先生に伺いますけれども、その社会的なきずなが少ないというのをもうちょっと詳しく。例えば、少年が持っている社会的な要因とか訓練とか、それから精神的なものとか、いろんな要素がまじってそうなんだと思うんですが、そのあたりをちょっと教えていただけると。

○東京少年鑑別所医師 一つは、現代の社会の流れといいますか、少子化というか、お子さんが少なくなっている、兄弟が少なくなって、一人っ子のお子さんも大分増えているというあたりもありますし、あとは御親戚も少なくなっていたりします。おじさん、おばさんとか、おじいちゃん、おばあちゃんに見ていてもらったというのが少なくなった。本当に核家族でいらっしゃったりします。

あとは、少年鑑別所にいらっしゃる御家庭は、ひとり親の方というか、離婚されている方が多いので、一人の方がお子さんを引き取って育てるんだけれども、その生活で精いっぱいで、子どもとかかわる暇もないようなことで、結局御本人はテレビゲームであるとかDVDであるとか、メディアに頼って生活していると。そういう状態だと、なかなか細やかな人間関係というのを育てるというのは難しくなっている、そういうような社会的な背景もあるのかなと思ったりします。あるいは比較的恵まれた御家庭とか環境にいらっしゃる方でも、やっぱり風潮としては、直接的なコミュニケーションよりも、携帯であるとか、テレビであるとか、インターネットあるとか、そういう間接的なコミュニケーションが主流になっている、そういう文化的な背景もあるんじゃないかと思います。

あと、決して発達障害の人が増えているという感じはないんですが、発達障害のお子さんってもともとコミュニケーションが難しい特性のある方なので、そういう文化の中で、人と人とのコミュニケーションを練習する場所というか機会が減っていると、発達障害のお子さんはメディアとかインターネットの情報とかを真に受けてしまって、それでちょっと変わった形で非行とか犯罪をしてしまって鑑別所に来るケースが目立っている印象はあります。

- ○毛利委員 結局, ほかの人の情報がきちんと入っていないということになりますかね。
- ○東京少年鑑別所医師 そうです。フェース・トゥ・フェースで細やかに相互的なかかわりを するということが減っているんじゃないかというふうに思います。
- ○毛利委員 そういう子はどうやったら回復するんでしょうか。
- ○東京少年鑑別所医師 それはやっぱり人と人とのコミュニケーションを増やしていくという, 基本に戻るということじゃないでしょうか。
- ○毛利委員 わかりました。ありがとうございました。
- ○岩井座長 そうすると、このごろの非行少年って、不良仲間の中で非行をやるというような 子どもは少なくなっているのですか。
- ○東京少年鑑別所医師 そうですね。暴走族とかが少なくなって集団で何をするというのも少なくなってきて、たまに暴走族の子が入所して、あっ、珍しいと思って、そういうお子さんに

会うと、でも昔の暴走族みたいな上下関係とか余りなくて、ただ一緒にいるだけ。「自分には 居場所がなかったけれども、暴走族が居場所となって、そんなに話はしないんだけれども、た だ一緒にいた。」みたいな、きずなの薄いお子さんが増えているような印象はあります。

- ○岩井座長 何かほかにご質問ございませんでしょうか。 広田先生,何か。
- ○広田座長代理 東京少年鑑別所の技官の方と、それから医師の方が、先ほど情報がない中で 短期間でというふうなことをお話しくださったんですけれども、そういう意味で、家裁とか、 あるいは保護者とか、外からの情報というのはどういうふうに鑑別の手続とかかわっているの かちょっと説明してください。
- ○東京少年鑑別所技官 観護措置をとられて、ちょっとしばらくしてから家裁のほうでも調査官が調査を本格的に実施するような感じになりまして、そこからいろいろ調査官の方は保護者の方と面接して、社会的な学校の様子なども聞き出して、その情報を鑑別所のほうにいただく感じになりますので、やっぱり最初の10日ぐらいですかね、大分その期間というのは外からの情報ってなかなか得られにくいと思います、鑑別所にこれまで何回か入っているような子は別なんですけれども。
- ○広田座長代理 そうすると、あるところまでいくと、だんだんといろいろな情報が集まって くるということですね。
- ○東京少年鑑別所技官 そうですね。
- ○広田座長代理 その場合,本人の語りが真実とは限らないとかというのは,どういうふうに。
- ○東京少年鑑別所医師 すみません。誤解を招くといけないので、少年たちは決してうそつきだとは思っていないんですけれども、ただやっぱりすべてその子が言っているのをうのみにしてしまうと、実はこうだったみたいな事実が後から出てくることがあるので、この少年はかぎ括弧つきでこういうふうに言っている。それは精神科臨床一般的にそうなんですけれども、この方はこういうふうに言っている、だけれどもそれはどうなんだろうと。客観的にそれが本当であるかというのを考えながらかかわっていくということはやっています。
- ○広田座長代理 かなり見る目が問われますね。
- ○東京少年鑑別所医師 そうですね。
- ○広田座長代理 わかりました。
- ○東京少年鑑別所医師 大分長年やらせていただいているので、大体本当かうそかわかるよう になったつもりでいても、やっぱりだまされてしまったという、変な言い方ですけれども、そ

ういうこともまだまだたくさんありますので。

○岩井座長 はい, どうぞ。

○廣瀬委員 さっきちょっとお話がありましたけれども、平成12年の少年法改正で観護措置に対して異議申立てができるようになりましたよね。あの前後で影響というのは感じられますか。
○東京少年鑑別所教官 観護措置に対する異議申立てですが、ケースとしては、私は異議申立てが始まったときは当所にいたのではなくて、前任のさいたま少年鑑別所におりましたけれども、そのときに、そんなにケースとして多いなという感じはしませんでした。そういう立場の子どもたちが入ってくるというのは、職員の中では、それまではどちらかというと入所に対して、例え自分が事件をやっていたとしても、不満だったとか、社会に戻りたいとか、何でおれだけ鑑別所なんだみたいな子どもたちがいて、それを観護処遇の中で、何とかその子どもに自分と向き合わせるみたいなことが自然に、観護教官の一つの仕事だみたいな感じはあったと思います。そこで異議申立てをしていますというふうな子どもがはっきり態度を明確にしてくると、ちょっと言葉で伝えるのが難しいのですが、勇気を持って子どもに入っていかなきゃいけない部分、つまり、子どもに向き合っていくときに、ちょっとその辺のことが入りにくくなる。入ってきたときに職員側を向いていて、本当にすみませんでしたと、もうやりませんという子どもたちばかりではないですし、やっぱりそういうことが法律的にきちんと制度として出てきたので、その辺の難しさはこれからも出てくると思います。

ただ、それが一概に悪いというよりは、逆に言えば昔は、言い方は悪いですけれども、鑑別所へ来たのだからもう観念しろみたいな、もうおまえやるしかないだろうみたいなところがあり、それがやっぱり少しスタンスとして変わってはきていると思います。それは先ほどこちらからも出ていますように、最近、訴えをする子がすごく少なくなってきている、どちらかというと、引きこもるような感じでじっとしているような子どもたち、おとなしい子どもたちが多くなっているので、そういう意味では、そういうふうに慎重になるということは、我々にとってもすごく大切なことだとは思っています。

○廣瀬委員 この改正は僕もかかわったので非常に気になるのです。けれども、要するに非行をやっていないし、何で鑑別所に来るのだという少年は昔からいたわけですよね。ただ、かつては不服申立てがなかったから、鑑別所に来た以上はもうしょうがないということになっていたのかもしれないけれども。逆に、それはそれでそういう制度ができたのだから、その点は裁判所が判断するのだから、それとは関係なく、おまえまじめにやれという対応。少年院の抗告などではそういう対応をすると聞いているのですが。そういう形では鑑別所の場合なかなかい

かないのですか。

- ○東京少年鑑別所教官 例えば、観護措置に対する異議申立てとか、事件の否認なんかもそうですけれども、鑑別所は教育機関ではないので、この1か月の間、長くても8週間の間で無理に劇的に何か変えようとすると、例えば少年院みたいにある程度の期間があれば時間をかけて無理しないでということはできると思うんですけども、やっぱり鑑別所の場合は、ややもすると余り短い期間で行ってしまうと、難しいことになってしまうかなという気はしています。
- ○廣瀬委員 そうすると、要するに従前だったら余りそこまで考えなかった点、異議を申立て ている子どもの受けとめ方、気持ち、そういうものについても配慮する、考える、そういうこ とはいろいろ増えてきたということですね。
- ○東京少年鑑別所教官 ええ。
- ○廣瀬委員 それから、今関連しておっしゃった点、特別更新ができて、期間が長くなる事件が出てきましたよね。特別更新しているような事件では扱い上何か、時間が長くなるという点以外に気をつける、負担が増えるようなことはありますか。
- ○東京少年鑑別所教官 特別更新して事件を否認しているような子どもに関しては、事件の内省を深めなさいみたいな形の、観護の立場としてのアプローチはしないというふうな取り決めになっていて、基本的には例えば生活日記みたいなものを書いてもらっていますけれども、そういったものでも、事件についてこの点はどうですかみたいな、事件に関するコメント等はつけないという内部での取り決めになっていますね。
- ○廣瀬委員 それは当然だと思うのですが、期間が延びた、あるいは、そういう形で否認している子がいる時間が長くなったということで、処遇上、何かプラスアルファとして出てきていることがあるかという質問です。
- ○東京少年鑑別所教官 それは子どもによっては、何でこんなに時間がかかるんだ、否認の場合は、冤罪だと言っている子もいるわけですよね。普通の観護措置では4週間で出られるのに、何でおれは8週間もいなきゃいけないだとか、いわゆるじれてしまうみたいな。そうするとやっぱりその子だけ、個別に特別な形で散歩したり、体育館で1対1で運動したりとか、ある意味で言うと、その辺もちょっと先ほども言った難しさではあるんですけれども、みんなが公平なように扱いながら、やっぱりそこだけちょっと特殊な処遇をしていきますね。その分、時間も労力もかかりますし、そういう子はなかなか生活もどちらかというと低調になりがちですから、ふだんであれば少年鑑別所の中のこれはルールだよと言ってほとんどの子が守っていることをやっぱり意図的に守らなくなったりとかですね。

- ○廣瀬委員 単にその期間が延びたというだけでは済まないということですね。
- ○東京少年鑑別所教官 そうですね,はい。
- ○岩井座長 その子どもには検査なんかもしないんですか。
- ○東京少年鑑別所技官 性格検査。
- ○岩井座長 はい。
- ○東京少年鑑別所技官 そういうのは一応実施しますけれども、やっぱり非行事実がちゃんと 認定されていないような状況の子に対しては、その辺のことは面接の中でも余り取り扱わない ようにしまして、大体ちゃんと方向性というか、事実がはっきりした段階でその辺の事情をい ろいろ探っていくみたいな感じにはなります。なので、集団テストなどは普通に実施していく 感じではあります。
- ○岩井座長 何かほかにご意見,ご質問ありますか。 どうぞ。
- ○影山委員 今日、少年鑑別所の中をずっと見せていただいて、割と一人一人個室も多い感じで、集団で生活させるという場面は少なくしているんですかね。例えば、おふろに入るときとかというのは少し集団になったりしますか。ただ、それでも鑑別所の中で、子どもたちの状況によっては時々荒れるとか、そういうことはあるのかというのが1点と、鑑別所の中での秩序維持というのはどんなふうな工夫をされているのかというところを教えていただければと思います。どなたでも。
- ○東京少年鑑別所教官 時々荒れるのかというのは、集団で荒れるとかいうことですか。
- ○影山委員 ええ、そうですね。収容している雰囲気が何か荒れてくるような時期とか状況と いうのは経験したことがあるのか。

あと、一人一人の子どもでも多分、時間の中では流れがあるし、場合によっては拘禁反応的な雰囲気が出てきてしまうときとか、そういうのはあるのかどうか。何か今、静穏室みたいなものを建築しているみたいなお話もあったものですから。

とにかく1人、2人であればともかく、割と集団的に雰囲気が荒れ始めてくるとかなり大変 だろうなと思うので、そのあたりはどういうふうな対応をされているんでしょう。

○東京少年鑑別所教官 先ほどおっしゃっていただいたように、集団場面というのはそんなに 少年鑑別所は多くありません。ただ、運動場面ですとか、今御指摘のとおり、入浴の場面であ るとか、あと今、育成的処遇ということで、ほぼ毎月行事をやっているような形で、体力測定 があったり、写生会があったりとか、観桜会があったりと、集団場面をつくる場面があります。 荒れてくるという表現が適切かどうかわかりませんけれども、私は、毎日運動を見ていますが、 先ほど確か共犯が少なく、暴走族のつながりがなくなってきたという話があり、私も実際現場 にいて少なくなっているとは思うんですが、それでも暴走族系の子や集団非行の子が増えてく ると、どうしても運動の場面とか集団の場面でちょっと不良顕示的な行動をとったりとか、そ れを荒れてくると表現するのが適切かどうかわかりませんけれども、ちょっとミニサッカーを やったとしても、わざと変なボールをけってみたりとか、意図的に、「あっ、反則しているよ ね」みたいな感じのものがある程度出てくることはあります。

あと、最近多いのは窓越しに、うちの鑑別所の中でも何回かあったんですけれども、通声と 我々は言うんですけれども、単独室が多い部屋の中で、隣の部屋とか1個置いてとか、やっぱ り何人かで連動して話をしたり、ふざけたり、奇声を上げたりというようなことはありますね。

1人の子を中心に、先ほど申し上げた、例えば事件を否認している子であるとか、精神疾患を持っている子であるとか、そういう子がやったものがずっと続くというようなことがあって、そういった要望もあって静穏室、保護室をつくっていただきました。鑑別所独特というか、あれだけ部屋がいっぱい分かれていても必要です。実際に少年院と違って鑑別所でそういうことをしたから収容期間が延びるわけでもないですし、ある程度、所内の生活態度が審判に影響を及ぼすということはあると思いますけれども、鑑別所で毎日通声をしていたから少年院送致になるとかいうようなことはあり得ないと思うので、やっぱりその辺がわかっている子どもたちは意図的にやってみたりというようなことはあると思いますね。その辺のやりにくさは現場の観護のほうでは感じることはあります。

## ○毛利委員 ちょっと関連して。

例えば、サッカーをやっていて、わざと変なボールをけった場合、少年院なら介入するきっかけになるわけですね。でも、それはやっぱりそういうふうにはとらえにくい。

○東京少年鑑別所教官 いや、私は、毎日運動を見ていますので、運動が終わった後、ちょっと今日サッカー違ったよねというふうに子どもに入っていきますし、それはもちろん機会としています。

何か起きたとき、窓越しに話したときも、やっぱり子どもたちがもう一回自分に向き合う機会にしようとしていますので、そういう意味でマイナスのことがイコールマイナスではないと思うんですね。そこをきっかけにして子どもの動きが劇的に変わるということは経験していますし、やっぱりそれはすごくいいチャンスだと思って、チャンスと言うとちょっと語弊があるかもしれませんけれども、きっかけだと思うんですけれども。けれども、それがなかなか少年

院と違って、例えばそこで一定期間謹慎させたりすることがないので、次の日も同じメンバーで出てきちゃうと、どうしても先輩だったり後輩だったりすると、昨日もやったようなことを繰り返しやろうとしたりですね。

- ○毛利委員 基本的に規律違反とか懲戒とかないんですね。
- ○東京少年鑑別所教官 そうですね。特に運動の制限なんていうのはまずしないですね。ですから、その辺の難しさは、人をかけて、見ている職員の数を増やしていくしかない。あとは、もっと個別の運動を増やしていく。これも職員の数を増やすということになると思うんですけれども。集団を分けて、今25名以上の人数が出る場合は、2グループに分けるのを一つの約束事にしているんですけれども、難しい子が増えてきたときに、職員の中であの子は個別にしたほうがいいんじゃないかとか、少し小さい集団で運動させようみたいな話は出てきます。
- ○毛利委員 例えば、懲罰的に1人だけグラウンドを走らせるとか、そういうことは絶対しない。
- ○東京少年鑑別所教官 そういうことはしません。
- ○毛利委員 それと、僕はよく福岡の矯正管区の研修所に行くことがあるんですけれども、そこに全国から法務教官の方が集まって、5年目の研修をしているところに行き合わせることが多くて、そこで話を聞いていると、もちろん鑑別所にいる方もいらして、鑑別所の人はどことなくちょっと少年院がうらやましいなみたいな、要するに特に法務教官だと思うんですね。法務技官の方は、新しく少年と出会って、それを読み解いていくというダイナミズムがあるので、大変おもしろくお仕事をされる可能性はあると思うんですが、やはり法務教官の方は消化不良というか、短い期間の中で少年が劇的によくなったりという経験がないので、どうせおれは鑑別所だからさみたいな、そういうのが心の中にあるのかなというのを時々感じるんですけれども、例えば人事で少年院と鑑別所を行ったり来たりできたほうがいいなとか思うことはありませんか。聞いていると、鑑別所の方は鑑別所に勤務することばかりのようなので。
- ○東京少年鑑別所教官 昨今はかなり人事交流は頻繁になっていて、私も先生と同じように入ったばかりのころ、本当に少年院がうらやましくて、4月に拝命して、5月に身上調書を書くんですけれども、すぐ少年院を希望しますと書いたら、上司から1か月しかやっていないのに、おまえは何様だと、3年は書くなと、3年はこの地方で勤めたいと書けというふうに言われて、その後も転勤したいと書いたら、まず中等科に行けと、研修へ出ろと。でも僕は現場の職員で出たいのでと、幹部でいきたくないと、現場でやりたいので。私が入ったころは、昭和の時代ですけれども、なかなか現場の職員の行き来というのは難しかったと思いますね。ただ、今は

- もう法務教官試験制度になって、かなり頻繁に交流はしております。
- ○毛利委員 水戸の先生、いかがですか。
- ○水戸少年鑑別所教官 鑑別所での勤務は、入所してくる少年が多様であり、しかも社会から離れて収容された少年を、自分たちがまず初めに処遇するなど、やりがいはたくさんあります。ですが、それでも少年院勤務が第1希望です。鑑別所での関わりとはまた違って、長い時間をかけての教育という形でも少年にかかわってみたいなというあこがれはあります。
- ○毛利委員 それを考えてほしいですね。
- ○水戸少年鑑別所教官 そうですね。
- ○毛利委員 うまくいくように。
- ○岩井座長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

ちょっと鑑別技官の方に伺いたいのですけれども、2、3週間の間に鑑別をして、鑑別意見を書かなければいけないわけですよね。保護観察と少年院と、そもそも分かれ目になるのはどういうような。

○東京少年鑑別所技官 その辺は難しいところだと思うんです。それぞれのケースに応じてなんですけれども、非行性がどれぐらい進んでいる人なのかということと、あと環境の絡みで、この人にはこれだけ保護する必要があるんですよという情報がたくさん入ってきて、このまま社会に帰したらまた非行をやるんじゃないかという方については、やっぱり少年院の意見になると思います。

保護観察になる人は、やっぱりそれなりに社会の中でいろいろ資源があったりですとか、更生できる手がかりがあるような方で、そういう人には在宅の意見を書くことになると思うんですけれども。

- ○宇都宮少年鑑別所技官 難しい御質問だなと思います。確かに、社会の中で更生できる人であれば、保護観察で帰ってほしいなという気持ちはあるんですけれども、自分で変われる要素がない人ですとか、あと非行の反復性ですとか、いかに少年の資質が事件と結びついていて、今後も危険かというようなところを見て、意見をみんなで話し合って判定を出しています。
- ○岩井座長 このテストをやったらぱっとわかるなんていうものはないのですか。
- ○宇都宮少年鑑別所技官 あればいいなと思います。
- ○岩井座長 ほかにどなたかご質問は。
- ○廣瀬委員 今, 法務教官の方で, 少年院と鑑別所を両方やりたいとかという話が出ましたが, 法務技官の方はどうなのでしょうか。

○東京少年鑑別所技官 自分は正直そんなに処遇できる自信はないんですけれども、逆に処遇のプログラムとか、そっちのほうに関与していきたいというのはありまして、やっぱり今の時代、先ほどからありますけれども、少年の質がちょっと変わってきているような感じがありますし、その辺のところで少年院での働きかけが今のままでいいのかなという感じもあります。 技官もいろいろ絡んでいって、こんなふうにやっていったらいいんじゃないかという感じでつなげていければ、少年院との連携もうまくいくんじゃないかと思いますし、それはちょっと意欲的に感じているところです。

○廣瀬委員 法務技官の人事交流,配置自体に関して、どうも少年院には余り技官はいないみ たいなのですが、自分が判定した少年がどう処遇され、実現していくのかというのは見たほう がいいわけですよね、当然。

○東京少年鑑別所技官 そうですね。再鑑別とかで、経過を見ていくというやつもあるんですけれども、それだけだとなかなか日ごろの生活ぶりなんかは見られないですし、実際どんなふうに変わっていくかというのはすごく興味があります。自分の鑑別したものの検証にもなりますし、どこまで責任を持って書けるかというところの勉強にもなると思うので、ちょっとやってみたいということはあります。

○廣瀬委員 その判定をする前提としても、実際の少年の処遇、その実情がよくわかっている 人がいたほうがいいわけですね。

○東京少年鑑別所技官 ええ。少年院の側としては、技官がどれだけ処遇をわかっているのかというのが不満としてあると思うんですけれども、僕らも実際そこまで把握し切れていないというところはやっぱりあると思うんですよね。なので、その辺はいろいろ交流しながらやっていければいいんじゃないかなという感じはします。

また、少年院の今の分類の仕方といいますか、処遇課程といいますか、今のままでいいのかなという感じもありまして、やっぱり少年の質が多様化しておりますので、先ほどからありますように、今判定に迷うケースってすごく多いんですね。ちょっと発達障害っぽいけれども、そこまで程度がひどくない子ですとか、そういう場合は病気じゃないので医療少年院には送れないですし、特殊教育でもないので神奈川医療でもないですし、そうするとやっぱり一般の少年院に送らざるを得ないというか、お願いするような形になるんですが、そういう中では少年院のほうでもちょっとやりにくさを、集団になじめないとか、その辺が大分あるように思います。そういった制度みたいなところを考えていく必要があるのかなと感じています。

○岩井座長 はい, どうぞ。

- ○毛利委員 関連してですけれども、医師の先生にちょっと聞いてみたいんですが、少年院って基本的にはマッチョな場所ですよね。そのマッチョなものと先生が診られている精神的にちょっとか細いような子のマッチングというか、少年院に足りないものは何だと思いますか。
- ○東京少年鑑別所医師 一時期,私は、PTSDの研究をしていたことがありまして、一部の非行少年というのは非常に恵まれない環境に育っていて、PTSDみたいな、精神病ではないけれども、繊細なトラウマを抱えている一群の人たちがいて、ケアをしてほしいなと思うんですが、なかなか医療少年院の問題があって。いま、扱っていただいてはいるんですが、医療少年院は比較的精神疾患で入院するような重症のお子さんをターゲットにしているので、お薬をどんどんいかなくてもいいんだけれども、繊細なトラウマを抱えていて、それが非行に関係しているようなので、ケアをしてほしいなというお子さんは、結局一般の少年院に送らざるを得なくて。デリケートなケアをしていただきたいお子さんをどこに送るかというのが非常に悩ましい感じを持つことはよくあります。結局一般少年院になってしまって、どうなっているんだろうというのは常に気がかりでいたりします。
- ○毛利委員 例えば、虐待のトラウマなんかを抱えた子が鍛えられて、行進を一、二、一、二 と元気にするような形を身につければ治りますか。
- ○東京少年鑑別所医師 それはまた別の問題だと思います。
- ○毛利委員 押しつけられることについてはどうですか、そういう行動様式を。
- ○東京少年鑑別所医師 行動様式というか、やっぱりそこら辺はご本人が自分から主体性を回復して、自分の有力感を取り戻して、立ち直っていく過程がそういう方には必要だと思うので、周りからの強制的なものとちょっとそぐわない感じはあります。そこをどうかみ合わせるか、ちょっと私の中でまだうまく整理がつかないんですが、御本人の主体性を高めて、主体的に回復の道を歩めるような、そういう処遇は欲しいなというふうに思います。
- ○広田座長代理 今の点ですけれども、少年院の方にいろいろお話を聞いたとき、特別にデリケートな対応が要るとかといって、取り分けて別に処遇をするというふうなことも考えられるけれども、むしろ普通の少年の間に入れて、そこで成長してもらうみたいな、それが重要なんじゃないかみたいな、前にそういうふうなお話があったんですよね。だから、そこら辺は実際にこういう振り分ける側から言うとどういうふうに考えられるかですね。要するに、特別に分けたほうがいいのかもしれないし、一緒にしたほうがいいのかもしれないしという、ここら辺はどうなんですか。
- ○東京少年鑑別所医師 難しいですね。現状は別にはできないので、結局いろんなお子さんと

いろんな立場の人がいるんだというのを理解していただくという意味があるのかもしれないということで、一緒に送っているわけですけれども、そういうお子さんが不幸にして再非行して入ってきたときに、もうちょっと別の手当てをしてもらったら違ったのかもしれないと思うことが時々あるので、そこら辺が手の届かない感じを持つことはあります。

- ○毛利委員 多摩少年院と医療少年院,あれは何少年院でしたっけね,医療少年院は。
- ○東京少年鑑別所技官 関東医療少年院でしょうか。
- ○毛利委員 関東医療少年院との間の少年院があったら、それはいいですか。
- ○東京少年鑑別所医師 比較的に、今の現状としては、多摩少年院は割と厳しくて、医療少年院は病気を扱うところで、現状としては例えば新潟少年学院であるとか、ソフトな処遇をするところにお願いするという形になっています。
- ○毛利委員 新潟はそんなにソフトなんですか。
- ○東京少年鑑別所医師 どうなんでしょう。比較的多摩ほどではないという,何か温かい感じがあるところだと伺っているので。
- ○毛利委員 置賜なんかも割とおとなしい感じの子が多いですけれども、ああいうところには 送りにくいんですか。あそこは初等ですけれども。
- ○川﨑委員 置賜は短期ですね。
- ○毛利委員 短期ですね。そうか。
- ○川﨑委員 置賜は仙台管区だから、原則として東京管内からは送らないです。
- ○毛利委員 ああ, そうか, 管区があるからか。

どんな少年院があるといいと思いますか。そういう少年に対してどんなプログラムを持った。 ○東京少年鑑別所医師 結局は、同じような境遇を生き抜いてきた人たちのグループワーク、 少しできているところはあるみたいですけれども、そういうグループワークで、自分だけじゃ ないんだと、いろんな生き方が、そういう境遇をくぐり抜けて生きてきた人がほかにもいるん だとか、こういうやり方をして生き延びてきたみたいな、回復グループみたいなものにを重点 を入れるような……

- ○毛利委員 自助的なグループですね。
- ○東京少年鑑別所医師 そうですね。そういう課程があってもいいんじゃないでしょうか。
- ○毛利委員 でも、少年院は、そうやって少年同士がお互いにコミュニケーションすることが、 一番保安に差しさわりがあるという大きな前提があるわけですね。そうすると、考え方を変え なきゃいけないんじゃないですか。

- ○東京少年鑑別所医師 そうですね。だから、どこまでどの少年を適用するかとか、課題は山 積だと思うんです。でも、ただそういうことって今後必要なんじゃないかなと思っています。
- ○毛利委員 ありがとうございました。
- ○岩井座長 ほかに何かございますか。
- ○徳地委員 話題がちょっと違ってしまうのですが、先般、少年法の改正で、少年院へ送致するのはおおむね12歳以上ということになったわけなんですが、少年鑑別所のほうの観護措置では、いわゆる14歳未満の少年というのは非常にごく少数かと思うんですが、その中で重大触法事件を起こした少年が何ケースか今から4、5年前に立て続けにありまして、私自身もそのときちょっと施設にいたもので、いろんな面で神経質になった思い出があるんですが、少年鑑別所の中で、もし重大処遇少年が入ったとき、どういう点に特別配慮するのですか。

私がいたときは、発達障害と診断を受けた少年で、その中で鑑定留置ということで、2か月 程度少年鑑別所に入ったかと思うんですけども、その辺含めましてちょっと配慮の点とか、そ ういうふうな鑑定留置で、特別配慮をしているのか、おたずねいたします。

○東京少年鑑別所教官 観護の立場からしますと、年少少年が入ってきた場合、14歳未満の 少年が入ってきた場合は、鑑別の担当が2人になって、観護も担当が2人で組むというような 特別な形での処遇をするという指示が出ていまして、それにのっとって運営しています。

例えば、運動マニュアルをどうするかとか、部屋の中でどんなことをさせるかとか、娯楽をどうするかとか、基本的にはその子どもだけ個別に、ほかの少年とは全く別に、運動も入浴もいろんな場面も別にするという形になって、いろいろな特別なことをやってもらいます。例えば、園芸をやったり、メダカの飼育をしたり、ゲームを入れたり、部屋の中にぬいぐるみが入ったりとかですね。もちろん、数が多くなくて、そんなに当所に年少少年が入ったケースもありませんので、常にそういう子どもたちがいるわけではないので、全く個別に計画を立てて対応していくと。その子どものニーズに合わせて、どんなことをしたいかと。鑑別所の中で、もちろんできることは限られるんですけれども、そういう形で処遇はしております。

- ○徳地委員 当然,年齢的には中学校1,2年の年齢かと思うんですが,先ほど言いました鑑定留置等の場合は1か月,2か月ずっと学校に行かなくて,いわゆる教育することができないわけですね。そういうような配慮というのはされているんですか。
- ○東京少年鑑別所教官 パソコン学習と言って、これは局のほうでつくっていただいたもので、 自分でパソコンを使って、小学校4年生から中学3年生まで、英、数、国、理、社という科目 が自分で程度に合わせて勉強できるようなソフトが入ったパソコンが当所に10台整備されて

いて、昨今それがすごく人気です。最初は中学生を対象にして出てきたものなんですけれども、一般の少年向けとして、就労のソフトを入れたり、矯正局でつくっていただいている録音教材とか、小説とか、漫才とか、古典落語とか、そういうものの朗読を入れたものなどを活用しています。職員が1対1で最初は教えてあげて、後は自主勉強みたいな形で学習の機会をつくっています。

○徳地委員 あと、医師の方に聞きたいのですが、私が扱ったケースは、発達障害のアスペルガーの少年だったんですが、当然、観護措置を取られていますから、少年鑑別所のほうの鑑別結果通知書が後日来るわけなんですけれども、そうした場合、やはり鑑別所のほうにいろんなケースに関して電話とか、文書で連絡すれば、少年の今後の処遇についてのいろんな情報交換は可能でしょうか。

- ○東京少年鑑別所医師 精神科医としての情報ですか。
- ○徳地委員 精神科医としてです。
- ○東京少年鑑別所医師 精神科医は、家庭裁判所からお預かりしている身柄で、家庭裁判所の ほうから例えば鑑定留置場所としてお預かりしているので、家庭裁判所を通じて情報をお出し するような形が原則になっていますので、ダイレクトにお問い合わせをいただいても、なかな かダイレクトにはお答えできないという制度になっています。
- ○徳地委員 具体的に、ケースカンファレンス等をする場合は、要請すれば……
- ○東京少年鑑別所医師 とにかく家庭裁判所の調査官を通じて、必ず応じられるかどうかは別にして、そういうご希望があるというのは伺うことはできるかと思うんですが。
- ○廣瀬委員 徳地委員がおっしゃっているのは、もう処分決定になった後の話でしょう。処分がもう決まって、例えば児童自立支援施設へ入って、そこの施設で処遇する場合に情報が欲しいという話だと思いますが。
- ○徳地委員 見立てをつくったり、いろんなことがあるかと思うんですが。
- ○廣瀬委員 そこで、記録に載っていないようなところについて、もう少し補足が聞きたいとか、あるいは医師の意見が載っていたら、その説明が聞きたいとか……
- ○川﨑委員 文書による依頼とか要るのかしらね。
- ○廣瀬委員 そういうような話だと思います。
- ○東京少年鑑別所医師 決まった後ですか。
- ○徳地委員 特に,重大事件の場合は,今,非常に説明責任等,社会的ニーズが強いんですね。 例えば,このケースが失敗した場合は,必ず施設のほうで説明責任を果たせというような,社

会的なニーズがあるわけでね。そういうようなことを考えますと、このケースの場合は、事前にしっかりとしたケースカンファレンスをやって、入所から退所まで、少年院で言えば個別的処遇計画のような、自立支援計画というのをつくってやるんですが、少年院で言えば個別的処遇計画です。退所までこぎつけても、なかなかやはり受け手がない。必然的に長期的にいるようになるケースが多いんですね。一体どういうふうなところを中心に退所までつなげるか。また、退所した後の社会資源等をこの少年に対していろいろ検討するわけです。いろんな面で関係機関との連携、調整、施設としての限界を感じることが多くあります。

- ○東京少年鑑別所医師 重大事件でということではないですけれども、児童自立支援施設が決まった後のお子さんについて、児童自立支援施設とか児童相談所のほうから電話などでお問い合わせをいただいたり、来ていただいたりして情報をお渡しするということはやっています。ただ、正式な書式というのはないので、そこら辺がちょっと難しいところではあるんですが。○徳地委員 それでは、施設のほうへまた伝えておきますので。忙しいところありがとうございました。
- 〇岩井座長 やはり鑑別所と少年院で処遇について連携するというのはかなり今は難しい状況 なんですかね。
- ○東京少年鑑別所医師 例えば、医療少年院に送った場合とかですか。
- ○岩井座長 いやいや、個別的処遇計画で少年院の処遇が行われていますよね。そういうものに鑑別所のほうから関与していくということは、今はかなり難しいですか。
- ○東京少年鑑別所技官 昔から連携がうまくいっていないということは言われているんですけれども、本当は向こうの個別担任と担当技官と電話でやりとりしたりですとか、そういう感じでどんどんやっていくことが連携の一番のところだと思うんですけれども、なかなかそれがやりにくいという雰囲気があります。それはやっぱり一つには配置上の問題で、向こうの配置の都合ですとか、またこちらも面接等でいたりいなかったりですとか、お互いに若干遠慮し合うみたいな風土がちょっとありまして、その辺は何とか変えていきたいなとは思っているところです。
- ○廣瀬委員 技官の絶対数が足りない、例えば各少年院にも技官はいたほうがいいと思うのですけれども、とてもそんな人数はいないということなんですかね。
- ○東京少年鑑別所技官 そうですね。先ほどもありましたけれども、人不足というのはすごく 感じています。特に当所は研修施設ですので、毎年、大体7、8人ぐらいの新人さんが入って きまして、それに対してスーパーバイズをしていくんですけれども、例えば去年であればスー

パーバイズを必要とする人が9人いたんですけれども、それに対して教えることができるのは4人半ぐらいのところでありまして、やっぱりちょっと厳しいという感じがあります。だから、新人さん3人ぐらい抱えて、ほかの仕事も並行しながらやっていく感じでしたし、技官の仕事としてちょっと余裕がないといいますか、そういう感じはすごくありますね。

- ○毛利委員 ということは、少年院の数だけ技官を増やさなければいけないということですか。
- ○東京少年鑑別所技官 そうしていただけるとありがたいですけれども。
- ○廣瀬委員 お医者さんもそうだという感じはするのですが。常駐まではしないにしても、巡回でも何でも、もう少し行っていただいてケアしていただくというようなことができると、これまで少年院から聞いた話だと、随分助かるのではないかと思うのですけれどもね。
- ○東京少年鑑別所医師 私も、お送りする少年院に精神科医の先生がいらっしゃったりすると、 電話とかで連携が簡単にできますので助かります。
- ○広田座長代理 連携は基本的に重要だと思うし、そこで今、職員が増え、廣瀬先生が言われたようなポストに配置されれば施設間のつながりができるというので、それは大変だけれども、 ぜひと思いますけれども。

あと、今のお話を聞いていてよくわからないのは、今それぞれのところからつながっていく、 連携というときに、その情報をやりとりのは規定上難しいのか、それとも職員の雰囲気みたい な話でうまくいっていないのか。要するに、少年個人の情報なので、余りそう簡単に外部に出 せないというような話も片方にあるような気もするから。

- ○東京少年鑑別所技官 そういうことはないんですけれども。
- ○広田座長代理 そういうわけではない。
- ○東京少年鑑別所技官 ええ。
- ○広田座長代理 では、むしろ職員の間のそれぞれの雰囲気みたいなものが大きいということですかね。
- ○東京少年鑑別所技官 そうですね。情報としてはちゃんと送る段階で書面にして、十分にいろいろ準備して少年院のほうには送りまして、少年院のほうではそれをもとに個別的処遇計画などを作っていくわけなんですけれども、やっぱり直接に対面していろいろやりとりする時間がないです。
- ○広田座長代理 やっぱりきちんと人を増やしてというふうな話になるんですかね。余裕をつくって。
- ○毛利委員 コミュニケーションをする機会がないんじゃないですか。というか、設定をして

いないんじゃないですか、コミュニケーションをする設定が。

- ○東京少年鑑別所技官 設定といいますと。
- ○毛利委員 要するに、それぞれがばらばらにして、お互いがそれぞれの仕事さえすればいい というふうになっているんじゃないですか、仕組みが。
- ○東京少年鑑別所技官 そういうわけではないと思うんですけれども。
- ○影山委員 少年院から電話があったら、答えるつもりはあるんですか。
- ○東京少年鑑別所技官 もちろんありますし、実際そういうやりとりもあるんですけれども、 それがやっぱりちょっと少ないような感じがします。
- ○影山委員 今の人員体制で、技官の先生の数なんかで、再鑑別の要請がもっともっと増えた という場合、対応は可能なんですか。
- ○東京少年鑑別所技官 再鑑別をすごくやりたいというのもあります。実際,運用としては増やしていって,重大事件に対しては全員基本的に何回かやっていくという形でやっているんですけれども,すごく大変ではあるんですよね。先ほどもありましたけれども,人がいないというのが大きいと思うんですけれども,1回再鑑別に行くとなると半日以上かかりますし,それに加えて日々の鑑別結果通知書というのはやっぱり期限がありまして,おおむね少年が入ってきてから2週間強ぐらいでまとめたものを出さなきゃいけないというのがありますし,なかなかその辺で厳しいところはあります。
- ○岩井座長 まだご意見あるかと思いますけれども、時間が参りましたので、これで終了といたします。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。この会議で、本日の皆様からのご意見を参考にしていきたいと思っております。

本日は本当ありがとうございました。では、ここで一旦休憩といたします。

(休憩)

- 2. 意見交換 (矯正教育の実効を高めるための少年鑑別所の鑑別機能の充実強化について)
- ○岩井座長 それでは、会議を再開いたします。

ここからは少年鑑別所の資質鑑別の在り方についての議論に入りたいと思いますが、本日は 議論できる時間が1時間少々と時間に限りがございますので、論点を絞って御議論いただけれ ばと思います。

そこで、これまで主に少年院の矯正教育について議論してきたことを踏まえまして、矯正教育の実効性を高めるために少年鑑別所の鑑別機能をいかに活用するか、あるいは少年院と少年鑑別所の連携はどのようにあるべきかといったところに焦点を当てて検討を進めたいと思います。

前回の会議でも、少年鑑別所の再鑑別が話題になりましたし、個別的処遇計画の策定に当たっての困難についても触れられたところでございますので、このあたり、少年鑑別所と少年院との共働によって克服できる部分もあるのではないかと考えるところでございます。

なお、先ほどの職員のヒアリングでも話題になりました収容鑑別や観護処遇に関する議論は、 次回の第7回会議において取り扱う予定としていますのでご承知おきお願いします。

会議を進めるに当たりまして、議論のパートナーとして、新潟少年鑑別所の吉村所長と静岡 少年鑑別所の小板所長に御同席いただいております。お二人には、議論の中で、これまでの施 設勤務の御経験や御見識を踏まえまして、少年鑑別所実務、現場の運用状況などについて、必 要に応じてその都度ご説明いただきたいと考えております。

それでは初めに、お二人から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉村所長 新潟少年鑑別所の吉村と申します。本日はよろしくお願いいたします。ここから は座ってお話しさせていただきます。

自己紹介ということですけれども、私は大学で学んだ心理学を生かせる仕事をしたいと思いまして法務省矯正局に入りました。入ったのは昭和59年です。採用庁は川越少年刑務所ということになっていますけれども、実質的には、ここ、東京少年鑑別所で鑑別技官としての研修を受けるというふうになりまして、そのまま2年目以降も東京少年鑑別所で勤務というふうになりました。今年で27年目になります。その間、川越少年刑務所も数えれば、全部で延べ14施設で勤務いたしました。

私の勤務経歴の特徴としましては、人事交流で保護観察官として2年間勤務したということ はあるんですけれども、それ以外はひたすら少年鑑別所で勤務してまいりました。ですから、 少年鑑別所で勤務して25年目ということになります。

その間,地域としましては,北は北海道の旭川から南は九州の福岡まで,さまざまな地域の鑑別所で勤務してまいりました。この東京少年鑑別所では4回ですけれども,あと千葉とか甲府とか仙台,長野などで勤務しております。今の前任庁は長野少年鑑別所になります。規模も

東京は特大施設に入りますけれども、職員が15人しかいない小規模施設も含めて中規模も、 いろいろな規模の鑑別所で勤務してまいりました。

そういう勤務の中で私自身が思っていることですけれども、今まで鑑別所の管理職としては、 統括専門官として5年、それから首席専門官として8年、それから所長として5年目になりま す。少年鑑別所の技官というのは、鑑別の仕事から入りますけれども、首席専門官になります と、観護処遇と鑑別と両方を見ていくようになります。収容しながら鑑別をするということに、 両方に目配りするようになるわけですけれども、その中で収容して鑑別をすることの意義とい うのは大分強く感じるようになりましたし、観護処遇の難しさと大切さも感じるようになりま した、これは次回の検討事項になりますけれども。

そういう鑑別とか観護って、かなりいろいろなことにバランスをとってやっていかなければいけないんですけれども、今まで少年鑑別所が60年の歩みをしてくる中で、法的地位の多様さですとか、少年の権利を守ることとか、健全育成の観点ですとか、そういうことを取り入れた鑑別とか観護処遇を行うようになってきたことで、やっぱり法律的な整備が必要だなということは最近随分感じてきているところです。

あと、今回この少年矯正を考える有識者会議に参加させていただき、本当に私にとってありがたいことだと思っています。まず、少年鑑別所ってとても知名度が低い施設だと思っておりまして、日々できるだけ広報しようと思ってはいるんですけれども、やっぱり発信力不足だなとふだん思っております。ですので、今日私たちの仕事について聞いていただける機会が持てて本当にありがたいと思っています。私たちがふだんやっていることをきちんとご説明できるかどうか、ちょっと自信はないんですけれども、できるだけいろいろなことをお伝えして、少年鑑別所のことを理解していただきたいと思っております。

以上です。

- ○岩井座長 どうぞ、小板所長、お願いします。
- ○小板所長 静岡少年鑑別所長の小板と申します。よろしくお願いいたします。

私が採用になったのは昭和56年でありまして、採用庁は今はなくなってしまいました中野 刑務所であります。初めの1年間は研修等であちこちの施設で実務修習を受けた後、名古屋少 年鑑別所で7年間勤務しました。その後、法務総合研究所とか矯正管区等での勤務がありまし て、8年間、間をあけて久しぶりにまた名古屋少年鑑別所に戻りました。その2年後、横浜へ 転勤して、1年間だけ勤務しました。それから、法務省で2年間勤務した後、秋田と岐阜の少 年鑑別所で2年ずつ勤務いたしました。その後、名古屋刑務所に1年、法務総合研究所に3年 間勤務した後、この4月から久しぶりに静岡の少年鑑別所に勤務しているということであります。

先ほど吉村所長が少年鑑別所勤務が25年というふうにおっしゃっておられましたけれど、 私の場合、採用されたのは吉村所長よりも早いのですが、少年鑑別所での勤務経験は今年で1 5年目でありまして、吉村所長のほうが先輩になります。吉村さんがずっと少年鑑別所の勤務 で継続的に見てこられたのと違って、私の場合は、少年鑑別所に出たり入ったりしているとい うことで、違った視点からお話しできるところもあるかなというふうに思っております。

この4月に静岡のほうに参りまして、久しぶりに少年のケースとか、先ほどありました判定会義等でいろいろな資料なんかを目にするわけですけれども、私の場合、個人的に非行少年の手口が少しずつ変わってきているということに時々興味を持ったりしておりましたが、静岡に行きましたところ、これは普通、生活に疲れた情けない大人がやるような無銭飲食とかタクシーの乗り逃げといった手口の少年が複数おりまして、こういう事件は、以前にはほとんどなかったんじゃないかなと思い、職員に聞いたりしてみたところ、確かにそうかもしれませんということでした。今日、東京少年鑑別所に参りまして、首席専門官に同じことを聞きましたところ、東京にも時々いますよ、結構ありますよという話を聞きました。非行少年たちの中での一つのはやりかもしれませんが、何か私の感覚からしますと随分情けないといいますか、こんなみっともない非行をやらないでほしいと思ったりしております。

あと、心理テスト等の資料を見ていますと、投影法とか描画法のものなんですが、以前は1 0人に1人くらいしか見なかったような幼稚なというか、子どもっぽいといいますか、年齢からしますと幼稚園児が描くような樹木画とか人物画が随分多くて、ちょっとびっくりしまして、どうしてこんな絵ばかりかと職員にちょっと聞いたりしていましたけれども、それだけ少年の発達というか、内的な成長がどうも遅れているのかなというような印象があります。

それから、発達障害の話が何度も出てきておりますけれども、知的にかなり制約の大きい少年もいまして、例えば自動車の運転免許の学科試験の合格がとても難しい、IQが40台とか50台、漢字もほとんど読めない少年もいまして、学科試験に何回もチャレンジしているという話を聞いてこちらが非常につらく感じるようなケースの少年もいます。

本日は少年院との連携ということでありまして、生まれ変わろうとしている、再出発しようとしている少年院とともに、少年鑑別所もどう歩むかというところでありますけれども、実は 私個人的には、少年院での矯正教育とか少年院の処遇というものをすごく高く評価しています。 事務局の方々がおられるからそう言っているわけではありませんでして、本当によくやってお られるというふうに思っておりました。今、隣におられます吉村さんに、少年院の仕事ぶりに ついてどう思うか聞いてみたところ、吉村さん自身も少年院の日ごろからの頑張り振りに敬意 を払っておられ、法務教官の方々の真摯な仕事への熱意というのは大したものだということを 言われてまして、少年院の仕事振りへの高い評価は、私の個人的な意見ではないというふうに 思いました。

基本的なスタンスとして、少年院に一番近い少年施設で長く勤務した者として本当によくやっておられると思っていますし、ある面ではうらやましく思うこともありますし、見習わなきゃいけないなと思うこともあります。再鑑別等で少年院に行く場合は、これだけやっておられるんだから、自分も行くからにはしっかりとした面接をして、しっかりとした情報を伝えないといけない、一緒に高め合っていかないといけないという気持ちでいました。

というのは、先輩技官から少年院勤務について勧められることがありまして、技官として成長したかったら少年院勤務を経験したほうが良いというようなことを複数の方から言われていたものですから、そういうチャンスがもしもあったら行ってみたいと内心では思っておりましたが、たまたま吉村さんも私も少年院勤務がありませんでして、基本的には外野から一緒に仕事を続けてきたというところであります。

少年院が矯正教育を実施し、成果を上げているということで、いろんな形でマスコミの目にとまったり、いろんな形で書物の中に出てきたりしますけれども、少年鑑別所というのはなかなか見えにくいといいますか、わかりにくいといいますか、なかなか理解されにくい機能を持っておりまして、それがゆえに少年鑑別所は、こういう仕事をもっとしなさいとか、こういうところで伸びていかなきゃいけませんよというような後押しといいますか、新たな枠組みの提供みたいなところがなかなか進みませんでした。その一番のいい例が、少年院法の中で、少年鑑別所のみについての規定は16条と17条の一部だけというところにありまして、少年院法の後のほうに、おまけのように規定されているだけであります。そして、これだけでもって毎年2万人近くの入所少年を迎え入れている、収容業務を続けているわけでありまして、少年鑑別所部内でも心もとなさを感じておりますし、恐らく外部の方から見られても、法整備の遅れは顕著ではないかといった御指摘になるのかなと思ったりしております。

先ほどのヒアリングの中で、連携が昔からうまくいっていないというような話がございましたが、なかなか連携がとりにくい大きな規模の施設、それから非常に連携がとりにくい時期などもあるかもしれませんが、私が現在勤務しています静岡とか、吉村所長がおられます新潟あたりですと、少年院が近くにあるといいますか、顔の見える関係にありまして、少年院に行き

ましても、だれだれ技官が鑑別したケースですよねなどと言って貰えまして、お互いに距離が 近いところもありまして、連携はしやすいというふうに思っております。

日ごろ考えているところとか、実務の内容についてなるべく詳しくお伝えして、この会議の 進展に少しでもお役に立てればと思っています。よろしくお願いいたします。

〇岩井座長 どうもありがとうございました。かなりいろいろご意見をいただいたのですけれども、議題としまして、少年鑑別所と少年院との連携という観点から、再鑑別の活用策とか鑑別技官の少年院処遇への関与方法の多様化方策、それから少年鑑別所を利用した矯正教育の効果検証方策ですとか、そういうものについてこれから検討していければというふうに考えております。

かなりご意見を出していただきましたが、現状の少年鑑別所と少年院との連携の実情や問題点などについて、何かまたご意見ございましたら、吉村所長からお願いしたいのですが。

○吉村所長 私は長く少年鑑別所で働いてきましたので、少年鑑別所でどんなことをしている かという実情をなるべくお話ししたいと思っています。

少年鑑別所としては、少年院の矯正教育に役立つことはとにかくできるだけしたいという気持ちで仕事をしていまして、そういうスタンスでどんなことをしているかということをご紹介 したいと思います。

少年鑑別所から少年院に何か情報を送ったりとかというのは、一つには、鑑別をしたケースについて少年簿ですとか、あと処遇指針票とかを書いて、送致するときに送るというのがあるんですけれども、あともう一つの主たる手段は再鑑別ということになりまして、最初に、再鑑別について私たちはこんなことをしていますというようなことをお話しいたします。

今から三つほど再鑑別の例をご紹介したいと思います。それぞれ割と最近経験したものです。 まず、再鑑別というのは、システムとしては、送致元施設と言って、鑑別を担当した施設が たとえ遠方であっても出かけていってやる、つまり鑑別をした者としてやるというのがありま す。それからもう一つは、最寄り施設がやるというのがあります。例えば、新潟少年鑑別所で あれば、一番近くに新潟少年学院というのがあって、最寄り施設としていろいろサポートする というのがあります。その2つのやり方があるということがありまして、まず最初に、送致元 施設としてやった再鑑別をご紹介します。

送致元施設としてやる再鑑別というのは、収容鑑別のときに相当精緻なアセスメントをして、 ケースの見立てをしていますので、収容鑑別のときにしたアセスメントを生かして、今度は、 矯正教育の主体は少年院ですけれども、そこに外部の機関として行ってコンサルテーションを するとか、そんなふうな位置づけになると思います。

実は、私も今でも時々鑑別をすることがあるんですね、所長になってもやっぱり技官ですので。私が去年鑑別をした少年が少年院送致になりまして、その少年について再鑑別の依頼があったので、私が鑑別担当者として送致先の少年院に行って再鑑別をするということになりました。もともとの依頼の趣旨としては、この少年の鑑別判定は長期処遇だったんですけれども、審判決定では一般短期処遇の少年院での矯正教育というふうに決まったので、少年院としては短期間の収容期間で処遇をしていて、そのため本来は長期処遇が必要だというくらいの資質の問題があるということだったけれども、短期間で処遇して、どれぐらい処遇効果が上がっただろうかということと、残りの期間でやるべきことは何かということをアセスメントして欲しいというのがもともともの依頼の趣旨でした。

ところが、再鑑別の依頼があって出張するまでの間に、その少年が規律違反をしたんですね。 再鑑別に行ってみましたら、実は規律違反をしまして、昨日から調査に入っていますということで、そういうふうになると再鑑別の内容が、やっぱり規律違反をしたということに焦点を当てて再鑑別をするようなことになります。規律違反というのは、先ほどもちょっと話が出てきましたけれども、矯正教育をさらに深めていく契機にもなるものですね。少年の問題が表に出たところですので、今回の規律違反をどういうふうにとらえて、これをきっかけに、これが少年のどういう問題性の反映であって、少年院でどんな教育をする必要があるのかをアセスメントするというところに、今度は再鑑別のポイントが移っていきます。

私もその再鑑別をすごく一生懸命やって、今回の規律違反をどうとらえるかというようなことをアセスメントしたんですけれども、結果的には、その少年に関しては収容期間の延長という手続がなされることになりました。収容期間の延長というのは一般短期の決定にはなっていますけれども、6か月を超えて矯正教育をすべきであると判断されるときは、少年院が申請をして期間を延ばすわけですけれども、収容期間を延ばすかどうかということについて少年院のほうで職員の意見が割れたということがありまして、その少年院の中で職員の意見が割れたときに、再鑑別をした私の立場から、どんな処遇が必要だというようなお話をして、そうした処遇をするためにはこれだけの期間を延ばす必要があるということもお伝えして、それで少年院のほうが期間延長の決定をされたということがありました。これはやっぱり外部の機関としての少年鑑別所の意見を採用していただいたという意味があったんだろうと思います。

この再鑑別をしたときに私自身もとてもよかったなと思ったのが、規律違反というのは矯正 教育の中ですごく大きなきっかけというか節目になることですけれども,再鑑別に行った日に, 院長さんだけでなく、分類統括の方とか首席さんとかとも、再鑑別をした後に相当遅くまで、ずっと話し合ったということですね。今回のこの規律違反をどうとらえたらいいのかということについて、鑑別を担当した私がどう見ているのか、少年院で実際教育をしてきた先生方はどう見ているのか、この子がまた社会に戻って再非行しないためにどんなことをすればいいのかというのを相当熱く語り合ったみたいなことがありまして、それで少年院でしかやれないことがたくさんあって、まだまだこれだけのことができるからやりましょうみたいな、何かそんな話になって、そこから収容期間の延長というような話にもなりました。また、再鑑別が終わった翌々日ぐらいに、その収容期間の延長について、職員の方の意見が割れたというときに、また院長さんからメールが直接来まして、職員の意見が割れた論点のところについて、やっぱりもう一回再鑑別した担当者の意見を聞きたいみたいな形で、メールで聞いてこられたりもしまして、もちろん再鑑別結果通知書という書面を最終的には出すんですけれども、出すまでにも随分メールですとか電話でも細かくいろんなことをお伝えしました。そんなふうに書面で伝え切れないことをいろんな形でお伝えして、そのことがお互いの充実感になったというようなことを体験いたしました。

それから、次の例ですけれども、これはうちの近くの新潟少年学院から依頼があったケースです。最寄り施設として実施する再鑑別というのは、地の利を生かして処遇をサポートするという感じです。

先ほど小板所長からもありましたけれども、同じ県内の最寄りの施設同士ってすごく関係が 緊密なんですね。職員同士も、少年院の先生も鑑別所で勤務していたりとか、鑑別所の職員も 少年院に勤務していたりとかしますし、一緒にスポーツやったりとかというふだんの交流もし ていますし。うちは新潟少年学院のほうに技官を毎月1回行かせて、定期的な再鑑別をさせた りとか、そのときに処遇を見たりとかもしていますし、私自身も少年院の行事には必ず行くと かしていまして、かなり緊密にお互いよく知っている同士という感じです。

このケースというのは、本当についこの前、先週、再鑑別が終わったばかりというケースで、 ほかの鑑別所から送致されてきた少年なんですけれども、少年院の先生が、何だか最近変な感 じがするということでした。再鑑別の依頼書には、もちろん何か変だということは書いてはい ないんですよ。処遇の効果というか、本人の状態を見てほしいということだったんですけれど も、実際のところは、何か変だというようなことでの再鑑別の依頼でした。

結論としましては、再鑑別に行ってきた技官から話を聞いてみて、どうも精神科領域の問題が生じているんじゃないか、その可能性が大きいなということで、精神科の受診を勧めようと

いうことになりました。こういうケースの場合、毎日一緒にいる少年院の先生は、もちろん何 か変だということを感じたので依頼してこられたわけですけれども、どこがどう変なのかとい うのは、むしろ少し離れた立場のほうがわかりやすいというんですか、距離を置いて客観的に 見たほうがとらえやすいということがあります。

それから、少年も精神科領域の問題が始まっているといっても、こんなことを言ったら先生に変なふうに思われるんじゃないかと思ったりとか、少年院の中では日々評価されていることはよくわかっている部分もまだ大分ありますので、少年院の先生にはなかなか異常体験を打ち明けにくいみたいなことがあったようです。鑑別所の技官の再鑑別の面接でも、大分最後のほうになって異常体験をようやく打ち明けたというようなことでしたので、そういう意味では外部機関である少年鑑別所の職員のほうが、そういうときにはやっぱり話を聞き出しやすいですね。少年のほうも、直接僕を評価する先生じゃないので、ちょっと変かなと思われることでも言いやすいということがあるんだと思います。

再鑑別から技官が戻ってきまして、うちの鑑別所では技官が私も含めて4人、私と首席と、あと普通の技官が2人いまして、全部で4人ですけれども、全員でそのケースを検討しまして、面接時の様子、受け答え、それからいろんな心理検査の変化ですとか、あとは作文とかの内容とかも見まして、これはやっぱり精神科領域の問題だろうという結論になりまして、もちろんそれは再鑑別結果通知書にも書くんですけれども、この事例の場合は、単に精神科領域の問題が始まっていますということだけじゃなくて、その少年には病識がないわけで、病識がない少年をいかに精神科の受診につなげるかというのは結構難しいところがありますので、少年院でどんなふうに少年に対して精神科のお医者さんに診てもらったほうがいいというふうな形にもっていくのかというその具体的な方略みたいなのも相談をしました。ですので再鑑別結果通知書とは別に、うちの首席から先方の幹部職員に、こんなふうなやり方でもっていってうまく精神科に受診させてくださいと別にメールを打ったりして、そんな形で情報をお伝えしたりということをしました。

もう一つですけれども、これもやっぱり最寄り施設の新潟少年学院のほうから依頼があって、 新しくこれから始めようとしていることです。これは性非行の少年に継続的に技官が処遇関与 していこうというようなことで、うちの鑑別所にとっても新しい試みになります。

これは新潟少年学院のほうからそういうことをしてほしいということでお話があったものです。今そういう性非行の少年が余り入っていないということで、集団処遇でその性非行の問題を扱うということはちょっと難しいので、個別で心理療法的なこともしたいと、そのために定

期的にやってほしいというような話がありまして、うちとしてもじゃあやりましょうみたいな感じです。

ただ、こういうことを始めるには、少年院が行う矯正教育との足並みをいかにそろえていくかということをきちんと話し合っておくことが大事だと思うんです。よその少年鑑別所から送致された少年でしたので、まず1回普通の再鑑別に行きまして、再鑑別から戻ってきた後、またうちの技官4人でケース検討会をしまして、少年鑑別所としてどんなかかわり方ができるのか、カウンセリング的な面接ですとか、それからコラージュみたいな心理療法を取り入れるとか、そんなようなことをいろいろ考えました。その一方で、少年院のほうでは、矯正教育のプログラムとしてリカバリーノートを実施したりとか、個別担任の先生が面接とかもされているわけで、そういう矯正教育としてやっていることとうちの技官がやることをどんなふうに組み合わせてやったらいいかとか、少年鑑別所の職員がかかわることを少年院のほうから少年にどういうふうに動機づけていただくかとか、そんなようなことをあらかじめ話し合っておこうということで、近々うちの首席と再鑑別の担当者が新潟少年学院に出かけていって、先方の関係職員の人たちと話し合って方向を決めるということにしておりまして、今月中に始める予定にしています。

ちょっと長くなりましたけれども、こんなふうな形で再鑑別をやっているという実情をお伝えできたかなと思います。連携の仕方はほかにもあると思うんですけれども、例えば少年院の 処遇技法の開発にかかわるとか、それについてはまた別の機会に、話題がそこに行ったときに お話しさせていただければと思います。

- ○岩井座長 どうもありがとうございました。
- ○小板所長 今, 吉村所長から、日ごろの少年院との連携について、再鑑別を中心に具体的なお話がありましたので、私の方からは、そういった再鑑別等々で少年院と一緒に仕事をしていく上での背景事情などについて少しお話しさせていただければと思います。

先ほど、少年院に配置されている技官がほとんどいないのではないか、それから非常にありがたいお言葉として、少年院の数だけ鑑別技官が必要ではないかというようなお話がありまして、非常に勇気づけられているところであります。ちょっと正確にはわからないですけれども、最近でも、10名前後は少年院のほうで実際に勤務している鑑別技官がいると思います。最近、医療少年院での勤務が終わって少年鑑別所に戻ってきた技官に聞きますと、少年院での勤務が非常におもしろかった、もっといたかったみたいな話がありました。本当かなと思ったりすることもあるのですが、やっぱりそのくらい少年の変化とか治療に直接かかわれるということに、

やりがいが感じられたということだと思います。

最近採用になっている鑑別技官では、臨床心理士の養成なんかを目指している臨床系の心理 学の勉強を長くして、修士号まで取得し、その後も治療とか処遇にかかわりたいというような 技官が多くなっていると思います。

私のおります静岡でも、鑑別技官に少年院での勤務どう思いますかというふうに聞きますと、若手の職員が2名いるんですが、2人とも行ってみたいと言っておりまして、ベテランの鑑別技官についても積極的でした。それでは、先ほどの人数の話ではないのですが、どんどん行けるかといいますと、そうではありません。少年院の職員数が約2、400人で、少年鑑別所はその半分の約1、200人であります。法務技官がどのくらいいるかといいますと、その1、200人のうちの200人前後でして、人数がやっぱり少ないわけです。ですから、少年院で勤務したいという希望はあっても、なかなか行ってもらっては困るというふうな内輪の事情もあります。ただ、再鑑別という機会の中で、継続的に処遇プログラムに加わることもできるのではないかというふうにも思います。

鑑別技官が少年鑑別所以外の施設で勤務しているのは少年院だけではありませんでして、刑事施設では、刑事収容施設法施行後の特別改善指導の中でいろんなプログラムが進んでおります。それらにかかわっている鑑別技官も相当数いまして、その人たちの話を聞きましても非常におもしろい、今までやりたかったことがやっとできるようになったといった話を聞いたりもするんですけれども、ただ、鑑別技官の人数の問題については、やはり限りがございまして、行けるところ、やれることが限られてしまっているということであります。

先ほどのヒアリングで、再鑑別に行きたいけれども、鑑別の日が迫っているという話がありました。鑑別結果通知書は、2週間くらいで仕上げなければいけない。しかも、情報がどんどん順調にとれるわけじゃなくて、少年からとれた情報、所見、印象と調査官が把握されている客観的な資料、そういうもの、それから心理テストの結果等踏まえて総合的に考えなければならないですけれども、これが非常にタフな仕事でありまして、鑑別技官は、鑑別結果通知書の作成のために毎日苦しんでいるわけですけれども、私なんかも鑑別していたときに、夜中、寝ているときに夢の中に少年のケースが出てきまして、鑑別結果を書いているような夢を見たりしていました。特に、ケースが立て込んできたりしますと、週に1回ぐらいは鑑別から離れる日をつくらないと自分がもたないのではないかと思ったりするようなこともありました。そんな収容鑑別のハードルの高さと難しさ、結局、少年審判に用いる非常に重要な資料でありますので、これを責任を持って仕上げるということで、少年鑑別所の業務の中でも、収容鑑別の優

先性といいますか、最重要視しなければならないということははっきりしていますし、それと 再鑑別、少年院との連携というような関係がありまして、どうしてもできること、それから最 初に手をつけなきゃいけないことということで、難しい橋を渡りながら仕事をし続けていると いうのが鑑別技官の実際の姿であります。

と申し上げましても、再鑑別については、少年鑑別所処遇規則にすら書いてありません。少年院とどういう協力関係をつくって、どういうふうに貢献しなきゃいけいない、どういう形でかかわっていくことが少年の改善更生に鑑別所が一番役立てるというような形の目的とか意義の設定ができていないところがありまして、法的な整備、制度設計をきちんとしなければいけない時期に来ているのかなということを繰り返し思ったりしているところであります。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、少年院と鑑別所の連携のあり方、それを進めるという問題について、皆様から何かご意見ございますでしょうか。

○広田座長代理 先ほどのヒアリングのときにちょっと時間がなくて聞けなかったことが二つほどあるんですが、一つは、心理技官を少年院に配置する話と、再鑑別と、その両者の関係をどう考えたらいいのかということをちょっと教えていだたきたい。つまり、先ほどの話だと、もともとの施設できちんとした鑑別をして、そこへいわば戻ってその変化を見るという側面と、施設に心理技官が必要という話と、その両者はどういう関係になるのかというのですね。それが1つ。

それからもう一つは、連携というときに、少年院でのいろんな処遇プログラムを本当に連携していくとすると、そことのかかわりがどうしても出てくると思うんですが、多分今までは、少年がどういうふうなものかという、そういうふうな鑑別が割合主だとは思うんですが、もし連携を深めていくとなると、どういうプログラムをどういうふうに選んでというふうな、そういうふうな話がどうしてもかかわってくると思うので、心理技官の方がどの程度その少年院のプログラムの実情について触れたり学んだりする機会があるのかと。さっき施設が近かったら結構よく知っているという話ですけれども、現場で実際どう運用しているかとかいうのはもっと微妙な部分がいっぱいある気がするんで、そこら辺について聞きたいのと、その2つ。

○小板所長 1点目ですけれども、技官の少年院への配置と再鑑別の実施についてですが、結 論から言いますと両方大事ではないかなと思います。

配置についてですが、技官が少年院に行って活躍できるといいますか、特に役に立てる少年 院というのが結構限定されるのではないかいう感触を持っています。それは、医療少年院とか、 特殊教育をやっているところとか、それから女子少年院とか、部内で生活訓練課程(G3)と呼んでおりますけれども、2年を超える収容期間で処遇しているところなど、ほかの少年院と比べるとかなり役割が違う、単純に言いますと、個別的な働きかけとか、いくつか処遇を変えたり組み合わせたりしなきゃいけないような。

○広田座長代理 様子を見ながら変えるという。

○小板所長 そうです。その変更等のための査定とか、診断とか、個別的な働きかけ等では結構技官が役に立てる、介入できる部分があるのではないかなというふうに思っております。精神科医とも一緒に仕事ができれば、おそらく補佐的な働きもできると思いますので、医療少年院での勤務についてはかなり積極的に考えたほうがいいのではないかというふうに個人的に思っております。

あと、再鑑別での役割ですが、先ほど申し上げたりしておりますけれども、やっぱり少年院が近くないと頻繁には行けない。週に1回ぐらいとか、月に2、3回とかはなかなか行きにくいわけです。例えば、吉村所長の新潟ですと、バスを乗り継いで片道1時間半近くかかるということです。一方、私のおります静岡はもっと近くて、少年院は同じ市内にありまして、車で30分ちょっとで行けます。それから、少年鑑別所によっては、すぐ隣が少年院というところもあります。そういうことからしますと、すごく積極的に再鑑別が進められるところと、少年鑑別所にとって少年院への行き帰りがかなり負担になっているところもありまして、事情はそれぞれの少年鑑別所によってかなり違うのではないかと思っております。

○吉村所長 後半の、少年院がやっている処遇プログラムにももっとかかわっていける余地という話で、実は今、少年院でSSTというのが結構普及しているんですけれども、このSSTが導入される時期に私自身が関与したということがあります。少年院の教官の方と2人でペアを組んで、SSTという新しい処遇技法を導入するための手引をつくりました。その後、少年院に実際に導入されていくわけですけれども、SSTというのは、指導の枠組みははっきりしていますけれども、指導場面でどんなスキルを取り上げるのかとか、練習するスキルを考える場合に、再非行の防止に役立つようなスキルは何なのかとか、少年たちの生活の現実に合ったリアルな練習場面をどういうふうに設定するのかとか、そういうすごく細かいところをきちんとやっていかないとなかなか効果が上がらないみたいなところがありまして、そこのところは技法の定着の段階でいろいろ工夫が必要なんですけれども、本当はそういうような部分にも、ふだん鑑別をやっている経験をもとに、実際に矯正教育をやっている少年院の先生方と一緒に、矯正教育にふだん使いできるような教材づくりを一緒にやっていきたいみたいな気持ちもあり

ます。手引の改訂作業にちょっとかかわったりもしたんですけれども、本当はこれからもずっとそういうことをやっていきたいという気持ちがあったりもいたします。あと、例えば社会適応訓練講座みたいな、こういう連続したプログラムのどこかの単元に、SSTを使った就労についてのスキルトレーニングが入っているとしたらば、その単元を効果的なものにするためには、その単元に今入っている少年がどんな少年たちで、個々人について、例えばスキルトレーニングのニーズがどれぐらいあるかというのをちゃんとアセスメントしてからその単元を始めたりとか、実際そのセッションが終わって、そのセッションの振り返りのときに、このセッションがどれぐらい効果を上げたかをちゃんとアセスメントするとか、そういう一単元一単元のアセスメントにも本当はかかわったほうがよくて、そういうことを一緒にやっていければいいなと、やっていく余地もあるんじゃないかなと思っています。そうすることで、少年院の矯正教育のプログラムはたくさんあるわけですけれども、一つ一つをより効果的なものにしていけるんじゃないかなというのは思ってはおります。

○広田座長代理 今のお話で納得する部分もあるんですけれども、納得がちょっとできない部分もあって、つまり少年院の矯正教育って結構、不思議な経緯で作られたものがいっぱいあって、心理屋さんの目から見たら、何でこんなことをやるんだみたいな、そういうふうなものもおそらくあるんじゃないか。教育学者の目から見ても不思議なものがあるわけですよ。

つまり、例えばSSTであるとか認知行動療法であるとか、特定の心理領域で発展してきたものが片方にあり、それとは別に、少年院の長年の経験を通してつくられてきたものがあり、多分それを組み合わせてやることが有効なんだと思うんですよね。だから、よく分からないのは、例えば心理技官の人がかかわるというときに何をどこまでかかわるのか。それこそ少年院の教育プログラム全体をマネージするようなことをやるのかやらないのかみたいな、そこら辺の切り分けが難しいかなというふうに思うんですけれどもね。

○吉村所長 それは本当におっしゃるとおりだと思いまして、先ほどから技官を少年院に配置することについての話が出ていますけれども、技官が少年院勤務を経験するというのは、経験としてはもちろん有効だと思うんですけれども、単に処遇の実情を知るというだけであれば、他にもいろんな手段はあると思うんですね。

技官を少年院にもし配置するとすれば、教官とは違う専門性を持った職員を組み込んだ矯正 教育のシステムを作らなければ有効にはならないと思いますし、それは単に技官であるだれか がぽんと行けば、自動的にそういうものがぽんとできるわけではなくて、少年院の矯正教育の システム全体をどうしていくかという構図を作っていくことなしには有効に働かない話なので、 そこをどういうふうにしていくかということはとても大切なことであり、かつ難しいことで、 広田委員がおっしゃるとおりだと思います。

- ○小板所長 それから、1番目のご質問のちょっと追加の説明をしたいのですが、勤務するなり、研修みたいな形で行くなり、技官が少年院に行くというのと、もう一つは少年に少年鑑別所へ来てもらえないかなという発想があります。在院少年ですから当然、少年院にいるべきなんですけれども、もしも法律でもって再鑑別の必要性とか、仮退院するときに最寄りの少年鑑別所とか、鑑別を実施した少年鑑別所に1日か2日だけ戻って、保護観察官の指導とか、少年院の担任教官と鑑別を担当した技官とのカンファレンスとか、少年を含めた形でもできるかもしれませんけれども、そういうような少年にもう1回鑑別所にいろんな意味を含めて戻ってきてもらえるような、そういう新しい形の再鑑別が実施できるともっと幅が広がるし、技官、担任教官同士の直接の意見交換もできやすいですし、社会内処遇にもつなげやすいのではないかと考えたりしております。
- ○毛利委員 そうすると、例えば中間期に1回と仮退院を決めるときの1回とか、そういうことですかね。
- ○小板所長 それもあり得ると思います。それから、場合によっては生活が荒れたときに、ちょっと一休みで鑑別所に戻ってみようかなんていうのも。
- ○毛利委員 調査のかわりに。
- ○小板所長 ええ。そういうのも考え方によってはあるかもしれません。仕切り直しといいますか、振り出しに戻るといいますか。
- ○廣瀬委員 今は解釈運用上もそれはできないわけですね。
- ○小板所長はいい。ちょっと難しいと思います。仮収容という規定はありますが。
- ○廣瀬委員 仮収容は無理だろうと思いますね。
- ○小板所長 ええ。仮収容は緊急避難的なものですから、処遇のためにとか、鑑別のためにというものではありませんので。
- ○廣瀬委員 制度上可能であれば、それも積極的にやってみたいということですね。
- ○小板所長 はい。そうです。
- ○廣瀬委員 僕もそれは思わなくもなかったのですが、特に再鑑別のときなどは、当然、鑑別 所に戻るというイメージもあったのですけれども、考えてみたら根拠がないわけですね。
- ○吉村所長 そうですね。今のお話で、本当にもしそういう制度ができればいいなと思います。 最近も実は医療少年院の少年がもうすぐ仮退院するということで、仮退院後に入院する精神

科のお医者さんに受診する関係で、その通過点として新潟少年鑑別所に一晩ですけれども仮収容したんです。関東医療少年院に行ったその少年は、うちの鑑別所では伝説の少年だったんですが、仮収容のときの少年は、鑑別所の職員から見ると、少年院の教育を経たらすごく安定していまして、どうしてこんなにちゃんとなったのみたいな感じがありまして、もともと鑑別所の職員も成り行きに関心を持っていましたので、少年と一緒にこられた少年院の先生方と少し話はできましたけれども、こういう形で収容して再鑑別が本当にできるようになればいいなと思っております。今は制度的にはできないんですけれども。

- ○岩井座長 他に何か。
- ○毛利委員 ちょっと別の観点でいいですか。

少年が捕まって鑑別所に来るわけですね。それで、鑑別を受けます。そのときに、少年の問題点とか家庭の問題点とか、いろんなものがお分かりになると思うんですけれども、それが少年とか親にきちんとフィードバックされているんだろうかという問題があるのでは。もしそれを自分たちが自覚できれば、その次の自分の行動、少年が主体的に行動していくときに、少年院の生活をどう受けとめるかということも、あなたの弱点はこういうところがあって、こういうところで傷ついているんですよというようなことをきちんと語るということがあるんだろうかということと、そういうことをしたほうがいいんじゃないだろうかということと、もう一つ、少年院の中に入っているときに、しばらくたって会ったときに、あなたはこういう面が上手に克服できて、まだここが課題点で残っていますよみたいな本人にとっての情報というのを技官の方が与えるということはできないんでしょうか。やっているんでしょうか。

- ○小板所長 鑑別技官の中には、そういう必要性を強く認めて、個人的に少しずつやっている 者は多分いると思います。
- ○毛利委員 本当はやっちゃいけない。
- ○小板所長 制度としてやっぱり資質鑑別なものですから、基本的には情報を少年からもらって、それを家庭裁判所の審判に届けるという役割でありまして、少年に直接フィードバックするという役割は持ってないわけです。ただ、確かに必要性はあると思います。

技官として、あなたの問題、これが一番だし、これを何とか自分の中で時間をかけて解決していくには、いろんな道があるけれども、どれが一番自分としてやりやすいかみたいな話をするのは、ほぼ矯正教育につながっちゃっているようなところもありまして、ちょっと鑑別所ではやり過ぎという、私自身もちょっと。

○毛利委員 でも、一番その本人にとって深い情報なわけですよね。

- ○小板所長 そうです。
- ○広田座長代理 そこは、だから気になるのは、少年院の教官のほうが、いわば少年鑑別所からの情報を基にして、処遇の計画を立てて、課題をクリアしていっているよと言っている部分に。
- ○毛利委員 介入する。
- ○広田座長代理 うん,もう一回,何か別の話が入るような気がするんですけれども。
- ○毛利委員 その基礎情報として、君はこれから少年院に行くんだけれども、君にはこういう 欠点があって、こういう弱点があって、こういうところがあるんだよということをきちんとも っと鑑別結果通知書とは違う形でわかりやすく図式化した形で親にも子にも与えて、そして再 鑑別の際に、よくできたねというそこからの評価が与えられれば、少年ももっと効率的に自分 のことを知ることができるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。
- ○吉村所長 小板所長がおっしゃっていることと私がこれから言うことはそんなに本質的に違うわけではないという前提で、毛利委員がおっしゃっているような意味では、それに近いことをしていると思います。

と言うのは、次回の話題になってしまうので、余り詳しくは申し上げられないんですけれども、そもそも鑑別というのが、技官が何か一方的に相手を調べるというようなものではなくて、鑑別面接というのも、少年の心の中にいろいろあってなかなか言語化できないものをやりとりの中で探していくみたいな、ある意味共同作業だと思うんですね。ですから、最終的にこちらも少年の問題を理解するわけですけれども、それを理解するための面接の過程では、少年自身もこちらに語る中で、「ああ、そうか」みたいな気付きが随分とあって、なので鑑別面接の最後の方には、今回こういう非行をやっちゃったのってどうもこの辺が問題だったのねという合意形成にはかなり達しているというか、鑑別って結構そんなようなところがありますので、そういう意味では、鑑別を受けることで少年自身も自分の問題点には大分気付けているということが、収容鑑別にはかなりあるとも思っております。

- ○毛利委員 親御さんに関してはどうですか。
- ○吉村所長 あと親御さんですよね。親御さんは、面会とかにおいでになったときに、すごく子どもの非行のことで悩んでいるので、担当の先生に話を聞きたいみたいなことをおっしゃられることは時々あるんですね。そのときはまだ鑑別の途中なので、何をどの程度言うかはすごくデリケートなところがあるんですけれども、でも悩んでいらっしゃる親御さんに、親御さんが、これからこの少年の指導に自信を持って臨めるような手がかりになるようなことを何かお

返しするようなことは、その返し方ですとか、どこまで返すかという点の微妙さはありますけれども、求めがあればやるようにしています。

それから、あとこれは家庭裁判所の調査官との協同になると思いますけれども、最近、私も発達障害のある少年の鑑別をしたことがあったんですけれども、その子の指導について、こういう発達障害の問題を抱えているので、家庭ではやっぱりこういうふうにやってもらったほうがいいですよねみたいなことを家裁の調査官とカンファレンスして、それを調査官の先生からも是非親御さんに伝えてくださいみたいなことをお話ししたりすると、調査官が伝えてくださったりとか、それを聞いた親御さんが、やっぱり鑑別所の技官からも直接聞きたいと思ってこられたりとか、そんなことはありました。

- ○毛利委員 その鑑別所に来た少年の2割しか少年院に行かないわけですね。その後に、ぱっと世の中に帰っていく子がたくさんいるわけですね。そうすると、鑑別所の段階でそういう問題点をきちんと少年に開示しておくことがとっても大切なような気がするんですが、例えば親がよかったり、タイミングがよくて付添人がついていたりするときに、環境調整をしてくれる付添人にそういう情報がきちんと伝わるということは難しいんでしょうね、きっと。
- ○小板所長 保護観察で退所する少年が一番少年鑑別所の場合多いわけですので、保護観察所には鑑別で得られた情報を少年簿の中に全部入れて。
- ○毛利委員 いや、それがちょっとよく使われているかどうかよくわからないんですね。保護司さんにきちんと伝わっているかどうかがわからないので。
- ○小板所長 それは努力の足りない、工夫の足りないところかもしれませんが、一応制度としてはつながるように設計されております、そこは。そこがちゃんと伝わったかどうかみたいな、フィードバックみたいなことはしていませんので、こちらのサイドからすると送りっ放しで、どう使われているかよくわからないというところが。
- ○毛利委員 つまり、技官の方が酌み取った少年の大切な情報が養分に変わって少年に返されているのかどうかというそこなんです。
- ○小板所長 それはわかりませんし、差し上げたこちらの情報が役に立たなかったかもしれないというのもわからないところはありまして。
- ○毛利委員 これは微妙な問題ですね。
- ○広田座長代理 少年院との接続も重要だけれども、その保護との話もとても重要だと思いますね。
- ○小板所長 全く同じ問題だと思いますね。

- ○岩井座長 保護観察所に連れていくのも、少年鑑別所職員が連れていくんですか。
- ○小板所長 いえ。
- ○毛利委員 保護観察はもう釈放に近いんですね。
- ○岩井座長 釈放になるわけですか。
- ○影山委員 鑑別結果通知書なんかは保護観察所のほうに行って、それも読んでいただいて、 指導に役立てていただけると思うんだけれども、保護観察所の方から、これをもうちょっと知 りたいんだとかという、そういう問い合わせはまずないんですかね。
- ○吉村所長 ないことはないです。やっぱり地方は小ぢんまりとしている分いろいろ連携しているので。うちでは四庁事例研究会と言って、家裁と鑑別所と観察所と児相とで研究会をしているんですが、そこで集まって勉強会をしているので顔見知りなんですね。なので、割と気軽に気になることがあれば聞いてこられますし、あとここはぜひ直接言っておきたいみたいなことがあれば、こっちからも主任官に伝えます。あとは、家裁の調査官を通じて引き継いでもらうとか、いろんなやり方はありますけれども、直接やりとりすることもあります。
- ○毛利委員 でも、たまたまその地方の条件とか、個人的な、いい先生に会ったなというような偶然性にかなり支配されているところに問題があるような気がするんですが。
- ○吉村所長 偶然性というよりは、私もここの東京少年鑑別所の勤務もありましたので、大規模になると施設が大きくなる分、少し難しくなるみたいなことがあり、地方に行けばお互いに小規模なので、連携が緊密になるみたいな、そういう規模の大きさゆえの条件の違いはあるのかもしれないです。
- ○毛利委員 制度設計するには、大きなところでも通用するものじゃないと意味がないですよね。
- ○廣瀬委員 僕も数か所は見ているけれども、小さくても場所・地域によりますね。所長さんの個性とか、いろいろなことがありますよね。やはり制度論としてちゃんとしないと十分な連携は保障されないのではないかという気がします。所長さん、鑑別所だけではなく、保護観察所にも所長がそれぞれいるわけですから。
- ○小板所長 あと、先生の先ほどのお話で、吉村所長からお答えしましたが、鑑別面接でこちらが感じたこととか、問題はここじゃないかなということを少年に伝えるということですが、ちゃんとした鑑別面接というのは、技官が伝えるんじゃなくて、少年自身にしゃべってもらう。多分ここが問題なのではないかと本人が自発的にしゃべるということがすごく大事かなと思っていまして、技官がぺらぺらとあなたの問題はこうです、ああですというのは余り少年には伝

わらない。本人の気づき。

- ○毛利委員 どうですか、本田委員。そのあたりのことを教えていただけませんか。
- ○本田委員 それを今奈良少年刑務所ではやっています。プログラムの中で、本人に語らせて、本人の課題が何かということに気づいて、こっちが説教するんじゃなくてというのを、12回のプログラムで行います。その中では5回目ぐらいで少年たちが語り出します。ただ、少年の内省が深まっていくために教官側が面接中も傾聴しながら待つことができる研修をやっぱりしていかないといけないのと。
- ○小板所長 なかなか待てないのですけれども。
- ○本田委員 待てないんです。

もう一つは、やっぱりこの技官が書いているいろんな処遇計画はあるんですけれども、教官 たちは難しくて読めないというのがありました。もう一言、現場に合った言葉に直してほしい と。具体的な行動レベルで言うと、内省って何だろうとか、内省しろと言っても、どう内省さ せていいかわからないというのがあるので、その辺の、多分今日ももう時間がいっぱいになっ ちゃうので次回になると思うんですけれども、技官の方たちの研修とか、処遇計画の実際に行 くこの少年簿、これはすごく大事なんだけれども、余り活用されていない実態もあったりする と、もっと活用されていくためにはどういう書き方をしていくと、収容率80%を超えている とか、忙しい現場の方たちが、読んでぱっとわかって、あっ、ここの部分だとなるようなもの での連携というのができるようになるといいのかなとは思いますけれども。そこができると、 それに基づきながら、あなたはどういうところが自分の問題なんだと思うというのを語ってい くような少年院のプログラムっていっぱいあるんでしょう。夜間の集会活動とか。

- ○毛利委員はい、それはやっていますね。その語らせるってね。
- ○本田委員 集会活動で語っていても本人は理想論だけ言っていて、そのためにどうしたらいいの、僕はこういうことを頑張ります、だから頑張るんですと言って、周りから、おまえ、全然やっていないじゃないかと言ってつつかれているわけですよね。そのギャップを埋める何かにならないかなというのは考えています。
- ○毛利委員 だから、どしんとした自画像がないんですよね。どうも少年院で、この先生たちはおれにこういうのを期待しているなということを語っている少年がかなり多いんですよ。作文なんかもう本当その典型ですね、最後はもう決まったような文章が出てきますから、何を見ても最後は反省して頑張りますと書いてあるから。
- ○吉村所長 例えば心理検査の結果なんかも結構フィードバックします。そのフィードバック

のときに、少年が自分を変えていこうという動機づけになるようなフィードバックの仕方を工夫します。先ほどのお話ですと、単に頑張るというのはすごく抽象的なので、心理検査の結果はこんなふうで、今はこうだけれども、ここのところがもうちょっと伸びると、例えばここがもうちょっと出るような感じでやるとこうなるよねみたいな、そういう頑張りどころがわかるようなフィードバックもしてはおります。毛利委員のお話は多分そんなようなお話かなと思うんですけれども。

○毛利委員 いや、僕は小学校の通信簿みたいのがあって、最初、鑑別所に来たときは、もっと頑張ろうと書いてあるところに丸がいっぱいあるのが、少年院を出るころに、よくできましたのところに、できるというところに丸がいっぱいあるようなのを少年自身が持っていて、見たら、あっ、おれは成長したとわからないと、少年は変われないんじゃないかな。要するに、全部が周りの見立てなんですよね、その少年の評価というのが。周りの見立てで、本人は納得しているかどうかよくわからないというところがやっぱり今の少年院教育の中にあるのかな。○吉村所長 そういうのに割と適した、例えばエゴグラムみたいなテストはそういうのに適しているので、鑑別所でやって、また少年院でやってみて、少年院に入ってからの変化がエゴグラムなんかにはあらわれるので、それで、やっぱり少年院でいろいろやったことでこんなふうになったんだよねみたいなのを言うと、少年も自分の変化がすごく実感しやすいというか、そういう使い方もできるとは思います。

○小板所長 ただ、少年院でやっている成績評価、担任教官が少年に個人的に開示していますから、あれは、ここはこんなふうに変わってできたよね、だからこういうふうに評価したよと、あれは実情として。

○毛利委員 それは知っています。じゃなくて、周りの評価と自分の実感がやっぱり並行して 行われるといいなということなんですね。鑑別技官の方がそこの一番奥の情報を持っていて、 それが少年に伝わることがとっても大切なような気がするんですけれども。

○吉村所長 それは本当におっしゃるとおりです。つい昨日私が決裁した再鑑別結果にはそういうのがあって、心理検査を技官がやってきて、少年院の矯正教育の効果が明らかにその心理検査の結果の変化につながっていたので、それを少年に少年院の先生から伝えていただくのも、少年にとって多分役に立ちます、伝えていただくとすればこんなような伝え方の案がありますと、伝える時の具体的な言い方の案も書いて、それも再鑑別結果通知書と一緒に少年院にお送りしたという、それは昨日決裁したばっかりなんですけれども、そんなようなのもありかなと思いますね。

- ○毛利委員 吉村さんのような鑑別技官がたくさんいらっしゃるといいですね。
- ○本田委員 あと多分もう一つ、効果測定ができるような、少年にもわかるし、教官もわかる しというような非常にわかりやすいようなものがうまくできるといいですね。一般のって、エ ゴグラムは確かにエゴグラムだし、私もよくPーFスタディーとか使って本人にフィードバッ クをしたりするんですけれども、見てわかるけれども、じゃ最も自分の日常場面の中でどのぐ らいできるようになったのか、あと何をすればいいのかというようなものが、それぞれ少年院 の中でのプログラムの結果とか、鑑別所を出て、鑑別所から少年院に行かないで戻るときに大 丈夫なんだというようなものが、少年がわかるようなものができるといいかなと。保護観察は 今作り始めているんですよね、多分ね。
- ○広田座長代理 その保護観察だとパーソナリティーのレベルなんですか、それとも何かもう 少し具体的な行動のレベルで。
- ○本田委員 具体的なレベルで査定の項目をつくっています。査定を通して、本当に保護観察 を終わっていいのかどうかがわかるような。
- ○毛利委員 ありがとうございました。
- ○岩井座長 どうぞ。
- ○徳地委員 少年簿のことでちょっとお尋ねしたいんですが、先般、私、児童自立支援施設にずっと勤務していたんですけれども、職員の研修会がありまして、少年鑑別所について意見を伺いました。その中で総合所見の中には問題点とか改善点とか、そういうものが中心に書いてありますが、本人の持っているよい点とか利点とか、そういうふうなものを書いて欲しいとの意見がありました。
- ○小板所長 実際,積極的に書いている少年鑑別所もありますし,私もそんな指導を受けたこともあります。長所は何,短所は何,まず書きなさいということです。今の様式ですと,そういうところも入ってはおりますけれども,なかなか全部は書き込めていないと思いますので,できるように頑張りたいと思いますけれども。
- ○吉村所長 徳地委員のおっしゃるとおりで、判定会議という鑑別判定を決める会議では必ず、本人のここが結構良いところで、ここを手がかりに処遇できるよねという話はしているので、本人の良い資質は必ずつかんでいます。あとはいかにそれを鑑別結果にちゃんと分かるように書くかということで、やっぱり書いてなんぼの世界なので、本当におっしゃるとおりだと思います。
- ○小板所長 鑑別結果通知書が、問題点の分析といいますか、問題がないと分析できないわけ

です。ですから、長所の分析をしても役に立たないと言われかねないものですから、どうして もマイナスの部分といいますか、足りない部分に焦点が当たってしまって、少年のできている 部分とか、さらに伸ばすべき部分について強調しにくいような構造がありまして、要工夫だと いつも思っておりますけれども。

- ○廣瀬委員 この処遇指針を出すあたりでは、送る施設というのはもう具体的に出てくるわけですよね、どこそこ少年院という形で。
- ○川﨑委員 もう出ています、それは。
- ○吉村所長 鑑別結果通知書の中の処遇指針ではなくて、少年院に送致するときに作る処遇指針票の方ですね。
- ○廣瀬委員 僕は裁判官を30年やっていました。14,15歳の少年のケースですけれども、調査官といろいろ話しているときに、技官と話をしたら、中等少年院なら大体どの辺、初等少年院ならどの辺だとか、短期ならこの子だったらどの辺だろうと言われた、そういう話を聞いたこともあるのです。この間から少年院の話をいろいろ伺っていると、医療なら医療などと、種別にぴたっとはまる子はそれでいいと思いますけれども、ボーダーというか、発達障害などいろいろ問題がある子で、どっちに入れるのかが非常に難しい子が最近増えているのではないかと思うのです。そうすると、受け入れる少年院の実情を十分につかんだ上で判定をやっていただく必要がある。少年院の方のお話を伺っていると、ミスマッチとは言わないまでも、相当現場で苦労されていると。それも余裕があるときならば受け入れられるけれどもというようなこともありそうな気がするのです。その辺は鑑別判定の段階、あるいは、この処遇指針を決めるというような段階で、どのぐらい少年院側との連携、情報集めのようなことはやっておられるのですか。

○吉村所長 判定会議で、やっぱりすごく迷うケースがあります。さっき一般職員のヒアリングでも出ていたとおりで、なかなかぴったりこなくて、それでもその中で、ここの少年院にお願いしようみたいなときに、迷うときもそうですけれども、とにかくまず少年院に、分類が窓口になるんですけれども、担当技官に電話をさせます。それで、実はこうこうこんなような少年でこんな問題があって、少年院ではこういう教育をしていただきたいと思うけれども、実はこんなようなところはそちらにぴったり当てはまらないところもあるけれども、いろいろ考えたら、やっぱりおたくの少年院が一番いいと思うと、なのでどうだろうかというふうに電話をかけます。そうすると、大抵分類のかたは、少年院の中で検討しますと言われて、それで検討した結果、ちょっと難しいけれどもうちの少年院で受けますと言ってくださったりとか、結構

難しいのでよその少年院も聞いていただきたいと言われたりします。なので、迷うケースはやっぱり少年院の先生にまず聞く。少年院に相談して、こっちももちろんどういう教育が必要かを伝えて、そういうやりとりを経た上で送致先を決めてはおります。

- ○廣瀬委員 吉村さんは非常にちゃんとやっておられるから、それは全く問題ないと思いますけれども、それがプロセスとして保障されているのかというと、どうもそうではない場合にいるいろな問題が起きているのではないかという気もするのですけれどもね。
- ○小板所長 御指摘のとおりだと思います。少年院と調整をしていて、きっとここの少年院が一番向いていると思って少年院の担当者に話すのですが、うちの子じゃないですねとか言われることもあります。これは先ほど連携がうまくいっていないということに通じることかもしれませんが、そこは少年院の収容状況といいますか、いろいろと難しい少年を沢山目の前に抱えていて、その少年たちのことを考えれば、新たな少年を受けることについて、少年院として難しいと感じるのは当然だと思いますので、そういう言い方になることもあるのかもしれません。でも、目指す方向としては、少年院は一つずつそれぞれ特徴があるものですから、やっぱりそこのバラエティーといいますか、守備範囲をどこの少年院も少しずつ広げていただかないと、ボーダーラインの少年が入れる少年院がどんどん少なくなってしまうものですから、そこは先ほどのプログラムの話じゃないですけれども、少年院自身もいろんな少年に対して個別の対応が、ここのところまではできるというようなところを努力していっておられると思いますし、今後もっとそれは続けなきゃいけないのではないかと思います。
- ○廣瀬委員 その入れ物自体の問題も、運用の問題もあるだろうし、それからそういう手続的な保障みたいなものもあるだろうと思うのです。だから、そういうのをもう少しきちんと準則化するということをやらないと、個別の善意、良識だけだと、断られるかもしれないから聞かないでおこうとかいうこともないとは言えないのではないですか。でも、そうすると余計うまくいかないという気もするのですけれども。
- ○吉村所長 そうですね。でも、多分、東京矯正管区というこの関東甲信越ブロックでは、判 定時に連絡をするという運用は一応、一律にはされていると思います。ただ、別にそれは法律 に書いているわけではなく、運用レベルではあるんですが。
- 〇岩井座長 ありがとうございました。いろいろご意見が出て、まだあるかと思うんですけれども、それではそろそろ時間となりますので。

少年院と少年鑑別所の連携の問題につきましては、少年院の教育の部分についても、いろい ろと精神的な問題についても難しい子どもたちがふえているというふうなお話で、特別、職員 の専門性というようなものも高めなければいけないというふうな議論が出ておりました。できましたら、本当に、鑑別所の鑑別技官の方たちのその専門性というふうなものをその少年院の教育と連携して生かしていけるようなシステムですね。個別的にはかなりの努力がされているようですけれども、やはり少年院法とか、そういう法システムの中で、もう少し流動的にいろいろ連携できるようなシステムですか、そういうものを模索していく必要があるのではないかなというふうに皆さん考えていらっしゃるんだというふうに思われます。

ちょっと時間が押しておりましたので、きょうのお話はこれぐらいにして、閉会とさせてい ただきたいと思います。施設視察、会議と本当にお疲れさまでした。

次回,第7回会議は,6月22日,火曜日,法務省で行います。そこでは,本日に引き続きまして,少年鑑別所の資質鑑別の在り方を議論しまして,そのほか本日のヒアリングなどでも御発言のあった少年鑑別所の観護処遇の在り方,地域社会において少年鑑別所が果たすべき役割などについて議論する予定といたしておりますので,よろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

午後5時35分 閉会